

上天草市過疎地域自立促進計画 (平成28年度～平成32年度)

平成28年3月
熊本県上天草市

上天草市過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定に基づき定めた計画である。

目次

1	基本的な事項	1
(1)	市の概況	1
【経過】		1
ア	市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ	市における過疎の状況（人口等の動向、これまでの過疎法に基づくものを含めた対策、現在の課題、今後の見通し）	3
ウ	産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要 ...	4
(2)	人口及び産業の推移と動向	5
ア	人口の推移と動向	5
イ	産業	9
(3)	市の行財政の状況	11
ア	行政	11
イ	財政	11
ウ	施設整備水準等の現況と動向	15
(4)	地域の自立促進の基本方針	15
ア	当市の目指す将来像	15
イ	当市の基本方針	18
(5)	計画期間	19
(6)	公共施設等総合管理計画との整合	19
2	産業の振興	21
【方針】		21
(1)	現況と問題点	22
ア	基盤整備	22
イ	漁港施設	24
ウ	地場産業の振興	25
エ	企業誘致対策	26
オ	商業	26
カ	観光又はレクリエーション	27

キ その他.....	28
(2) その対策	28
ア 基盤整備	28
イ 漁港施設	30
ウ 地場産業の振興	30
エ 企業誘致対策	31
オ 商業	32
カ 観光又はレクリエーション	32
キ その他.....	33
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	39
【方針】	39
(1) 現況と問題点	40
ア 市道	40
イ 農道	41
ウ 林道	41
エ 電気通信施設等情報化のための施設	41
オ 交通の確保	43
カ 地域間交流	43
(2) その対策	44
ア 市道	44
イ 農道	45
ウ 林道	46
エ 電気通信施設等情報化のための施設	46
オ 交通の確保	47
カ 地域間交流	47
(3) 計画	48

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	52
4 生活環境の整備	53
【方針】	53
(1) 現況と問題点	53
ア 水道施設	53
イ 下水道処理施設	54
ウ 廃棄物処理施設	55
エ 火葬場	56
オ 消防施設	56
カ 公営住宅	57
(2) その対策	57
ア 水道施設	57
イ 下水道処理施設	58
ウ 廃棄物処理施設	58
エ 火葬場	59
オ 消防施設	59
カ 公営住宅	60
(3) 計画	61
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	62
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	63
【方針】	63
(1) 現況と問題点	63
ア 高齢者福祉施設	63
イ 児童福祉施設	64
ウ その他	64
(2) その対策	65
ア 高齢者福祉施設	65
イ 児童福祉施設	65

ウ その他.....	66
(3) 計画	67
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	69
6 医療の確保.....	70
【方針】	70
(1) 現況と問題点	70
診療施設	70
(2) その対策	71
診療施設	71
(3) 計画	72
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	73
7 教育の振興.....	74
【方針】	74
(1) 現況と問題点	74
ア 学校教育関連施設	74
イ 集会施設、体育施設等	76
(2) その対策	77
ア 学校教育関連施設	77
イ 集会施設、体育施設等	78
(3) 計画	79
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	82
8 地域文化の振興等	83
【方針】	83
(1) 現況と問題点	83
(2) その対策	83
(3) 計画	84
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	85
9 集落の整備.....	86
【方針】	86
(1) 現況と問題点	86
(2) その対策	87
(3) 計画	88

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	89
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項	90
(1) 現況と問題点	90
(2) その対策	90
(3) 計画	91
事業計画（平成28年度～平成32年度） 過疎地域自立促進特別事業分	92

1 基本的な事項

(1) 市の概況

【経過】

上天草市は、平成16年3月31日に天草郡の大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町が合併して発足した。当市は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する地域であり、同法第6条第1項の規定に基づく過疎地域自立促進市町村計画を定めて、過疎対策に取り組んでいる。

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

当市は、熊本県の中西部、有明海と八代海に面する天草地域の玄関口に位置し、北東は宇城市、西は天草市に接している。当市は、大矢野島、天草上島などの大小約68の島々で構成されており、東西は約15キロメートル、南北は約28キロメートルにわたり、総面積は126.91平方キロメートルである。（総面積は、国土地理院資料参照）当市は、ほぼ全域が雲仙天草国立公園に含まれ、日本三大松島の一つにあげられる天草松島や龍ヶ岳・白嶽をはじめとする九州自然歩道（観海アルプス）などの景勝地を有している地域である。

当市においては、急峻な山ひだが海岸部まで迫っている地形が多く、平野部が少ない。土地の利用について、総面積に対し、農用地が約10.3パーセント、森林が約61.4パーセント、水面・河川・水路が約1.1パーセント、道路が約4.3パーセント、宅地が約4.9パーセントとなっている。（「土地利用現況把握調査（平成24年10月1日現在）」の結果参照）

当市は、対馬暖流の影響で平均気温が16度前後と温暖な気候に恵まれ、一部の地域においては無霜地帯を形成する等、冬暖かく、夏は比較的涼しい西海型気候区に属しており、年間降水量は約2,000ミリで、特に梅雨期及び台風が発生する時期に降水量が多い。

(イ) 歴史的条件

有明海と八代海に面している当市では、県内有数の装飾古墳が散在していることから、古くから海人（あまびと）が海の交通の要として支配していたと考えられる。

戦国時代頃の天草において、争乱が続き、世に称される「天草五人衆」の天草氏、志岐氏、上津浦氏、栖本氏及び大矢野氏が残った。永禄9年（1566年）には、キリスト教が天草にもたらされ、キリシタン大名の小西行長が天草を治める頃には、天草において、キリスト教は全盛を迎えていた。関ヶ原の戦い後、小西行長が敗れると、江戸幕府は過酷な税の取立てとキリシタンの弾圧を開始した。過酷な取立てに耐えかねた領民は、寛永14年（1637年）に天草・島原の乱を起こしたが、幕府に制圧された。乱後、天草は江戸幕府の直轄地となり、10組86村に区画され、富岡代官所で統轄した。これと同時に、行政機関として、各組に大庄屋、各村に庄屋、年寄、百姓代を設けた。

明治時代になると、天草は長崎府へ併合され、廃藩置県により八代県天草郡となり、明治6年には肥後国白川県（現在の熊本県）天草郡となった。その後、昭和28年（1953年）施行の町村合併促進法により2市13町となり、その後、いわゆる「平成の大合併」により平成16年3月31日に天草郡大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町の4町が合併して上天草市が発足し、現在に至っている。

(ウ) 社会的条件

当市では、昭和41年に天草五橋が開通したことにより、九州本土と陸続きとなり、観光業をはじめとする各種産業の振興が図られた。平成12年には天草空港が開港し、日本各地から天草までの時間的な距離は近くなった。

また、平成14年には、熊本天草幹線道路（地域高規格道路）が一部供用開始したことで、熊本市と天草市とを90分で結ぶ構想が徐々にではあるが着実に進んでいることから、自動車交通による人の交流及び物流の円滑化が図られている。加えて、平成23年10月に九州新幹線が全線開業したことにより、広域交通の利便性が向上した。

しかしながら、当市においては、まだ交通・通信体系の整備は不十分であり、特に国道266号線の一部である天草五橋は市民の生活環境の向上、産業の振興等に不可欠な生命線となっており、橋の老朽化や災害発生等による損傷は、交通・通信の遮断を招き、市民生活や経済活動に

致命的な影響を与えるため、熊本天草幹線道路の全線開通をはじめとする交通・通信体系の整備が急務であるとともに、既存交通・通信施設の適正な維持管理が必須である。

離島地域の湯島において、島外への移動は海上交通に限られていることから、生活環境を維持するため、離島航路を維持していく必要がある。

(エ) 経済的諸条件

当市における主な産業は、観光業及び農林水産業であり、観光業では、雲仙天草国立公園に指定されている自然景観や九州観海アルプスをはじめとした観光施設を活用した特色のある観光づくりが進められている。

一方、農林水産業において、農業では、当市が温暖多雨な気候であることから、果樹や花卉の栽培が盛んに行われており、水産業では、くるまえびやたいの海面養殖業の養殖エリアを拡大に注力しているが、いずれの業種においても、高齢化の進行が著しく、担い手の確保が課題となっている。

イ 市における過疎の状況（人口等の動向、これまでの過疎法に基づくものを含めた対策、現在の課題、今後の見通し）

当市の人口は、昭和35年国勢調査の51,439人をピークに年々減少の一途をたどり、特に昭和30年代後半から40年代にかけて、高度経済成長下における都市部への急激な人口流出が続き過疎化が起こった。昭和50年代以降には、人口減少の度合いは鈍化したものの、依然として若年層の流出は進み、平成22年国勢調査では29,902人となっている。

また、人口減少と併せて高齢化も進行しており、平成22年国勢調査では高齢化率が33.0パーセントであり、県内市町村平均25.6パーセントに対し、7.4ポイントも上回り、県内市町村平均を上回るスピードで進んでいる。

このような状況の中、当市は、合併以前の旧各町からこれまで過疎地域振興対策緊急措置法（昭和45年度～昭和54年度）、過疎地域振興特別措置法（昭和55年度～平成元年度）、過疎地域活性化特別措置法

(平成2年度～平成11年度)及び過疎地域自立促進特別措置法(平成12年度～)の適用を受け、これらの法に基づく計画をはじめ、各種計画に基づき、産業の振興、交通通信体制の整備、生活環境の整備、医療・福祉の向上、教育の振興等の各分野において様々な施策に取り組んできたところである。

しかしながら、依然として過疎化は進行しており、産業の衰退、地域の活力の低下は深刻なものとなっている。

このことから、定住促進のため、就業の場の確保・拡大、生活基盤の整備、UJIターン者の受入体制・環境等の整備を図ることが課題となっている。また、当市は、豊富な地域資源の優位性を有効に活用した地域づくりを推進することにより、地域の自立促進を図ることが重要である。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

(ア) 産業構造の変化

当市の産業構造は、昭和35年国勢調査では第一次産業が全体の58.7パーセントを占め突出していたが、農林水産物等の価格低迷、産地間競争の激化等、農業・漁業を取り巻く環境は厳しく、また、収益性の低さ、若年層の市外流出等による担い手不足や高齢化の問題を抱え、平成22年国勢調査では13.1パーセントまで落ち込んでいる。

一方、第三次産業が昭和35年国勢調査では30.0パーセントであったが、平成22年国勢調査では65.8パーセントにまで増加しており、これは昭和41年の天草五橋開通後、人の交流及び物流の円滑化が図られ、当市が有する地域資源を活用した観光業が盛んに行われるようになったことが要因の一つに考えられる。

(イ) 地域経済の経済的な立地特性

当市は、熊本県の中西部、有明海と八代海に面する天草地域の玄関口に位置し、ほぼ全域が雲仙天草国立公園に含まれ、豊かな自然環境とこれらがもたらす農林水産物に恵まれている。

他方、当市は、島しょ部を天草五橋で結ばれた極めて特殊な地形であることから、橋に非常な事態が起きたとき、市民生活や経済活動に致命的な影響を与えるおそれがある。

（ウ）社会経済的発展の方向

当市では、社会・経済情勢及び産業構造の変化に伴う地域経済の低迷、若年層の市外への流出、少子高齢化等により、昭和３５年以降急速に人口減少が続く、就業者人口も大きく減少した。特に、当市の基幹産業であった第一次産業就業者は、高齢化の進行及び他産業との所得格差を起因とした担い手不足により減少しており、今後もこの傾向は続いていくものと思われる。

その一方で、当市では、昭和４１年の天草五橋の開通以降、基幹産業が第一産業からサービス業を中心とした第三次産業へと転換しており、第三次産業就業人口の就業人口全体に占める割合は年々大きくなっている。

当市では、道路交通網の整備及び九州新幹線の全線開通により、人の交流及び物流の円滑化が図られ、市民の日常生活圏が拡大するとともに、経済活動も広域化が進んでいることから、地域経済の活性化に当たり、今後も第三次産業が主軸を担うことになる。このことから、当市では、豊富な農林水産物を活用した６次産業化を推進するなど、第一次産業から第三次産業を連携させた取組を行い、産業振興を促進していくことが必要である。

そのため、あらゆる面において大きな効果をもたらす高速交通・通信体系の早期整備が重要となっている。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

当市の人口は、わが国の高度経済成長を迎えた昭和３５年頃からは、若年層を中心に都市部への流出が続く、表１－１（１）のとおり昭和４５年までの過去１０年間で、５１，４３９人から４２，１３６人となり、９，３０３人（１８．１パーセント）減少している。昭和５０年代以降には、人口減少の度合いは鈍化したものの、依然として若年層の流出が進んでいることに加え少子化等の影響により、平成１２年には３５，３１４人、平成１７年には３２，５０２人、平成２２年には２９，９０２人となり、昭

和35年と比較すると、21,537人（41.2パーセント）も減少している。

年齢階層別では、年少人口（0～14歳）は平成35年の20,089人から昭和55年には9,799人となっており、10,290人（51.2パーセント）減少している。その後も年少人口は減少し続け、平成22年には3,712人となり、平成35年と比較すると、16,377人（81.5パーセント）減少しており、総人口に占める割合が39.1パーセントから12.4パーセントにまで小さくなった。今後も、この減少傾向は続くものと考えられる。生産年齢人口（15～64歳）は、平成2年から5年ごとに5パーセントから10パーセント前後で減少しており、特に、若年者（15～29歳）の人口は、平成17年以降は減少率が20パーセント前後となっており、減少が顕著である。65歳以上人口は、昭和35年の4,164人から増加し続け、平成22年には9,859人となっており、総人口に占める割合が8.1パーセントから33パーセントにまで大きくなった。

今後の人口の見通しについて、表1-1（3）のとおり総人口は平成25年の30,820人から15年後の平成40年には23,019人となり、7,801人（25.3パーセント）が減少し、30年後の平成55年には15,587人となり、平成25年と比較すると、15,233人（49.4パーセント）の減少が予想される。年齢階層別では、年少人口が平成25年の3,457人から平成55年には1,231人となり、2,226人（64.4パーセント）が減少し、生産年齢人口は平成25年の10,292人から平成55年には7,948人となり、2,344人（22.8パーセント）が減少し、65歳以上人口は平成25年の17,071人から平成55年には6,407人となり、10,664人（62.5パーセント）の減少が予想される。

当市では、将来において、人口減少による過疎化の問題は今以上に深刻化することが予想されることから、この人口減少を抑制するための対策が急務である。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 51,439	人 47,914	% △ 6.9	人 42,136	% △ 12.1	人 41,541	% △ 1.4	人 40,682	% △ 2.1
0 歳～14 歳	20,089	16,752	△ 16.6	13,233	△ 21.0	10,960	△ 17.2	9,799	△ 10.6
15 歳～64 歳	27,186	26,598	△ 2.2	24,022	△ 9.7	25,292	5.3	25,091	△ 0.8
うち 15 歳～29 歳 (a)	9,234	8,140	△ 11.8	6,855	△ 15.8	7,962	16.1	7,473	△ 6.1
65 歳以上 (b)	4,164	4,564	9.6	4,881	6.9	5,289	8.4	5,792	9.5
(a)/総数 若年者比率	% 18.0	% 17.0	-	% 16.3	-	% 19.2	-	% 18.4	-
(b)/総数 老年者比率	% 8.1	% 9.5	-	% 11.6	-	% 12.7	-	% 14.2	-

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 39,900	% △ 1.9	人 38,316	% △ 4.0	人 36,667	% △ 4.3	人 35,314	% △ 3.7	人 32,502	% △ 8.0
0 歳～14 歳	8,920	△ 9.0	7,750	△ 13.1	6,608	△ 14.7	5,588	△ 15.4	4,605	△ 17.6
15 歳～64 歳	24,647	△ 1.8	23,424	△ 5.0	21,628	△ 7.7	20,097	△ 7.1	17,993	△ 10.5
うち 15 歳～29 歳 (a)	6,569	△ 12.1	5,626	△ 14.4	5,074	△ 9.8	4,689	△ 7.6	3,732	△ 20.4
65 歳以上 (b)	6,333	9.3	7,130	12.6	8,431	18.2	9,628	14.2	9,898	2.8
(a)/総数 若年者比率	% 16.5	-	% 14.7	-	% 13.8	-	% 13.3	-	% 11.5	-
(b)/総数 老年者比率	% 15.9	-	% 18.6	-	% 23.0	-	% 27.3	-	% 30.5	-

区分	平成 22 年	
	実数	増減率
総数	人 29,902	% △8.0
0 歳～14 歳	3,712	△19.4
15 歳～64 歳	16,297	△9.4
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	3,028	△18.9
65 歳以上 (b)	9,859	-
(a)/総数 若年者比率	% 10.1	-
(b)/総数 老年者比率	% 33.0	-

表 1－1（2） 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	37,309 人	-	35,285 人	-	△ 5.4%	32,203 人	-	△8.7%
男	17,595 人	47.2%	16,542 人	46.9%	△ 6.0%	15,125 人	46.9%	△8.6%
女	19,714 人	52.8%	18,743 人	53.1%	△ 4.9%	17,078 人	53.1%	△8.9%

区分		平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民を除く)		29,923 人	-	△7.1	29,356 人	-	△1.9%
男 (外国人住民を除く)		14,101 人	47.1%	△6.8	13,862 人	47.2%	△1.7%
女 (外国人住民を除く)		15,822 人	52.9%	△7.4	15,494 人	52.8%	△2.1%
参 考	男 (外国人住民)	12 人	16.2%	-	10 人	14.3%	16.7%
	女 (外国人住民)	62 人	83.8%	-	60 人	85.7%	3.2%

表 1－1（3） 人口の見通し（コーホート変化率法）

区分	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 40 年	平成 45 年	平成 50 年	平成 55 年
総人口	30,820 人	28,163 人	25,529 人	23,019 人	20,516 人	17,986 人	15,587 人

区分	平成 25 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 40 年	平成 45 年	平成 50 年	平成 55 年
0～14 歳 人口	3,457 人	2,886 人	2,518 人	2,121 人	1,781 人	1,488 人	1,231 人
15～64 歳 人口	10,292 人	10,596 人	10,666 人	10,404 人	9,804 人	8,893 人	7,948 人
65 歳以上 人口	17,071 人	14,681 人	12,345 人	10,495 人	8,931 人	7,606 人	6,407 人

イ 産業

当市の基幹産業は、昭和 35 年から昭和 45 年までは第一次産業であったが、農林水産物の価格低迷等の影響、また、昭和 41 年の天草五橋開通を契機として、観光等のサービス業を中心とした第三次産業へ転換した。

産業別人口では、表 1－1（4）のとおり第一次産業は昭和 40 年までは就業人口比率が全体の 50 パーセント以上を占めていたが、農林水産物の価格低迷、高齢化や担い手不足等により、就業者が大きく減少し、平成 22 年には 13.1 パーセントにまで就業人口比率が低下した。第二次産業は、昭和 50 年以降、当市への企業の進出等により雇用の場が増加したことから、就業人口比率が昭和 35 年の 11.3 パーセントから昭和 50 年には 24.8 パーセントに上昇し、平成 2 年には 29.8 パーセントまで上昇したものの、その後は微減傾向にある。第三次産業は、就業人口比率が昭和 35 年は 30.0 パーセントだったが、天草五橋の開通に伴い、人の交流及び物流が円滑化したことで、観光等のサービス業への就業が大きく増加し、平成 22 年には 65.8 パーセントまで上昇している。

産業別総生産では、表 1－1（5）のとおり第三次産業が総生産額全体の約 8 割を占めており、平成 22 年度から平成 24 年度にかけては、いずれの産業もほぼ横ばいで推移している。

当市においては、今後も観光業を中心とした第三次産業が基幹産業となり、就業については、前述のような傾向が続くものと考えられる。産業別総生産は、近年、当市では食品関連企業等の誘致、観光施設の設置があったことから、生産額の増加が期待できる。

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 22,436	人 20,677	% △ 7.8	人 18,172	% △ 12.1	人 17,338	% △ 4.6	人 17,634	% 1.7
第一次産業 就業人口比率	% 58.7	% 51.5	-	% 45.3	-	% 30.6	-	% 28.2	-
第二次産業 就業人口比率	% 11.3	% 13.6	-	% 13.5	-	% 24.8	-	% 26.5	-
第三次産業 就業人口比率	% 30.0	% 34.8	-	% 41.2	-	% 44.5	-	% 45.3	-

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 17,926	% 1.7	人 17,669	% △ 1.4	人 16,888	% △ 4.4	人 15,455	% △ 8.5	人 14,403	% △ 6.8
第一次産業 就業人口比率	% 26.6	-	% 21.3	-	% 18.2	-	% 15.5	-	% 14.2	-
第二次産業 就業人口比率	% 26.5	-	% 29.8	-	% 28.8	-	% 26.9	-	% 24.3	-
第三次産業 就業人口比率	% 46.9	-	% 48.9	-	% 53.0	-	% 57.6	-	% 61.5	-

区分	平成 22 年	
	実数	増減率
総数	人 12,907	% △10.3
第一次産業 就業人口比率	% 13.1	-
第二次産業 就業人口比率	% 21.1	-
第三次産業 就業人口比率	% 65.8	-

表 1－1（５）産業別総生産

（単位：千円）

区分	産業別総生産			
	第一次産業	第二次産業	第三次産業	合計
平成 17 年度	3, 883, 987	10, 058, 551	52, 326, 159	66, 268, 697
平成 18 年度	2, 953, 541	11, 840, 178	51, 718, 088	66, 511, 807
平成 19 年度	3, 473, 800	10, 337, 321	53, 074, 618	66, 885, 739
平成 20 年度	3, 852, 113	8, 602, 781	50, 948, 580	63, 403, 474
平成 21 年度	3, 408, 606	8, 229, 199	48, 184, 394	59, 822, 199
平成 22 年度	4, 114, 414	8, 818, 788	48, 298, 750	61, 231, 952
平成 23 年度	4, 966, 736	8, 073, 044	46, 701, 298	59, 741, 078
平成 24 年度	5, 194, 572	9, 123, 020	47, 535, 241	61, 852, 833

（参考資料：平成 24 年度熊本県市町村所得推計）

（３）市の行財政の状況

ア 行政

当市は、合併以降、分庁方式を採用し、大矢野町と松島町に本庁を、姫戸町と龍ヶ岳町に支所を設置し、市民に対する行政サービスの低下を招かないよう、行政運営を行ってきた。その中で、当市は、事務事業の見直し、組織改編、定員管理・給与の適正化、業務の民間委託等の行政改革施策を推進しているところである。

このような中、過疎化・少子化の進行、目まぐるしい社会・経済情勢等の変化により、市民の行政に対するニーズは高度・多様化してきているため、地方行政の在り方においても変革が必要であり、より合理的かつ効果的な行政運営が求められている。このため、市民の視点に立って事務事業の選択をし実施するとともに、地域や民間の活力と連携し役割分担を明確にして、協働によるまちづくりを推進していく必要がある。

イ 財政

当市における財政上の課題は、自主財源に乏しいことに加え、合併前の旧町での大規模事業実施に伴う「借り過ぎた借金」により公債費を含む義務的経費の割合が高く、実質公債費比率及び経常収支比率が高率であるこ

とであり、これらのことが起因して厳しい財政運営を強いられている状況である。

当市は、この課題解決に当たり、強固な財政基盤を確立するため、平成24年度に第2次財政強化計画を策定・実施するとともに、平成31年度からの普通交付税の一本算定を見据えて、平成25年度には第3次財政計画を策定・実施し、健全な財政運営の取り組んでいるところである。

平成25年度決算では、実質公債費比率が13.0パーセント（平成21年度16.1パーセント）、地方債現在高が19,614千円（平成21年度20,427千円）と、公債費に関する指標は改善している一方で、自主財源比率は14.4パーセント（平成21年度17.4パーセント）と悪化しており、経常収支比率も高止まりの状況にある。

当市は、普通交付税の一本算定を見据えて、産業の振興及び地域経済の活性化と、安定かつ持続可能な行政サービスの提供を両立させるため、平成28年度以降も財政の見通しを実績が上回るよう以下のとおり取り組み、健全な財政運営を堅持していく。

①主な歳出の見通し

- ・ 人件費：組織再編や業務分担の見直し等により、削減に努める。
- ・ 物件費：需用費、役務費、備品購入費及び委託料は毎年5%削減を見込む。
- ・ 普通建設事業費：年10億円で推移、毎年度作成する普通建設事業計画で詳細を定める。
- ・ 補助費等：病院会計への繰出金は平成24年度程度の水準を維持、水道局への繰出金は毎年度5パーセントの削減を見込む。

②その他の見通し

- ・ 経常収支比率：90パーセント台後半での推移を見込む。
- ・ 実質公債費比率：16.0パーセントまでの悪化にとどめる。
- ・ 更なる自主財源と依存財源の確保（徴収率の向上、使用料・手数料等の見直し、地域経済の活性化と税源の涵養、国庫補助制度等の積極的な活用、交付税措置のある有利な市債の活用等）

直近の主な財政指標の推移

(単位：百万円・%)

	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度
歳出決算額	16,383	17,048	17,338	17,569	18,019
経常収支比率	91.7	85.2	90.7	91.1	89.3
自主財源比率	17.4	15.8	16.2	15.2	14.4
実質公債費比率	16.1	14.7	13.5	13.0	13.0
地方債現在高	20,427	19,869	19,331	19,049	19,614
義務的経費比率	49.6	46.8	47.3	46.3	44.1

※自主財源比率：繰入金及び繰越金を除いて算出

< 普通交付税の一本算定への移行について >

当市の歳入の約半分を占める地方交付税（普通交付税）については、平成 26 年度から合併算定替の段階的縮減期間（5 年間）に入っており、平成 31 年度には一本算定へ移行する。

合併算定替と一本算定との差額は、平成 27 年度算定で約 11 億円（縮減前）あるが、合併算定替による上乗せ額は段階的に縮減され、平成 31 年度以降は上乗せ額がなくなる。（※）

このことから、当市においては、将来的に大幅な財源不足が懸念されるため、歳入歳出予算規模の縮小が課題となる。平成 27 年度一般会計 6 月補正予算額（肉付後）は約 165 億円であるが、平成 31 年度には 130 億円台の予算額が想定され、中長期的に財源不足に耐えうる財政基盤を確立する必要がある。

※合併団体の普通交付税は、合併後 10 年間は合併前の旧団体が存在すると仮定して算定される。その後 5 年間は合併算定と新団体の一本算定の差額を段階的に減額（激変緩和措置）し、15 年経過後は一本算定になるとされている。（旧合併特例法）

表 1-2 (1) 市の財政状況

(単位：千円)

区分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	22,043,971	17,771,346	18,267,454	19,366,833
一般財源	12,635,584	10,944,152	11,421,028	11,224,130
国庫支出金	4,020,584	1,786,013	2,589,170	2,111,239
都道府県支出金	1,331,203	1,295,630	1,372,888	1,582,329
地方債	1,755,900	1,730,800	1,486,318	2,829,168
うち過疎債	203,800	198,000	360,800	349,300
その他	2,300,700	2,014,751	1,398,050	1,619,967
歳出総額 B	21,300,154	17,120,493	17,047,936	18,019,320
義務的経費	8,337,024	8,370,601	7,972,473	7,937,892
投資的経費	6,402,450	3,308,693	2,576,286	2,047,296
うち普通建設事業	3,769,913	3,066,844	2,549,749	1,993,196
その他	6,560,680	5,441,199	6,499,177	6,040,936
過疎対策事業				
歳入歳出差引額 C(A-B)	743,817	650,853	1,219,518	1,347,513
翌年度へ繰越すべき財源 D	52,290	57,783	210,904	231,409
実質収支 C-D	691,527	593,070	1,008,614	1,116,104
財政力指数	0.216	0.256	0.247	0.257
公債費負担比率	19.7	23.5	17.2	19.0
実質公債費比率		18.4	14.7	13.0
起債制限比率	12.0	12.3		
経常収支比率	87.8	99.0	85.2	89.3
将来負担比率				
地方債現在高	22,604,653	24,052,626	19,868,526	19,614,235

ウ 施設整備水準等の現況と動向

公共施設の整備水準等の現況は、表 1－2（2）のとおりである。

今後、平成 26 年 3 月に策定した「おどんたちが上天草・未来づくり計画～上天草市第 2 次総合計画～」(以下「第 2 次総合計画」という。)、過疎地域自立促進計画等に基づき、地域の特性、バランス、利便性等に十分配慮し、計画的に整備を進める。

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年 度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市道						
改良率 (%)	19.0	28.8	25.5	36.2	34.0	34.4
舗装率 (%)	7.8	66.9	83.1	86.8	88.9	89.0
農道						
延長 (m)					47,095	47,554
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	6.6	18.8	34.3	44.5	74.9	75.7
林道						
延長 (m)	－	1,723	15,267	18,436	20,594	20,594
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	－	0.2	2.0	2.4	2.7	2.7
水道普及率 (%)	64.2	84.3	93.3	92.3	96.2	88.1
水洗化率 (%)	0.0	0.0	0.0	15.6	41.5	45.6
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	1.4	2.0	2.8	3.2	3.2	3.0

（4）地域の自立促進の基本方針

ア 当市の目指す将来像

これまで続いてきた若年層を中心とした人口流出による過疎化は、全国的な高齢化の流れと相まって、地域社会・地域経済・生活環境に深刻な変化をもたらしてきた。

当市では、過疎地域対策関連法に基づく計画の実施により、産業の振興、交通通信体制の整備を重点に施策を展開し、後者については一定の水準まで達してきたところである。しかしながら、過疎化・少子化による人

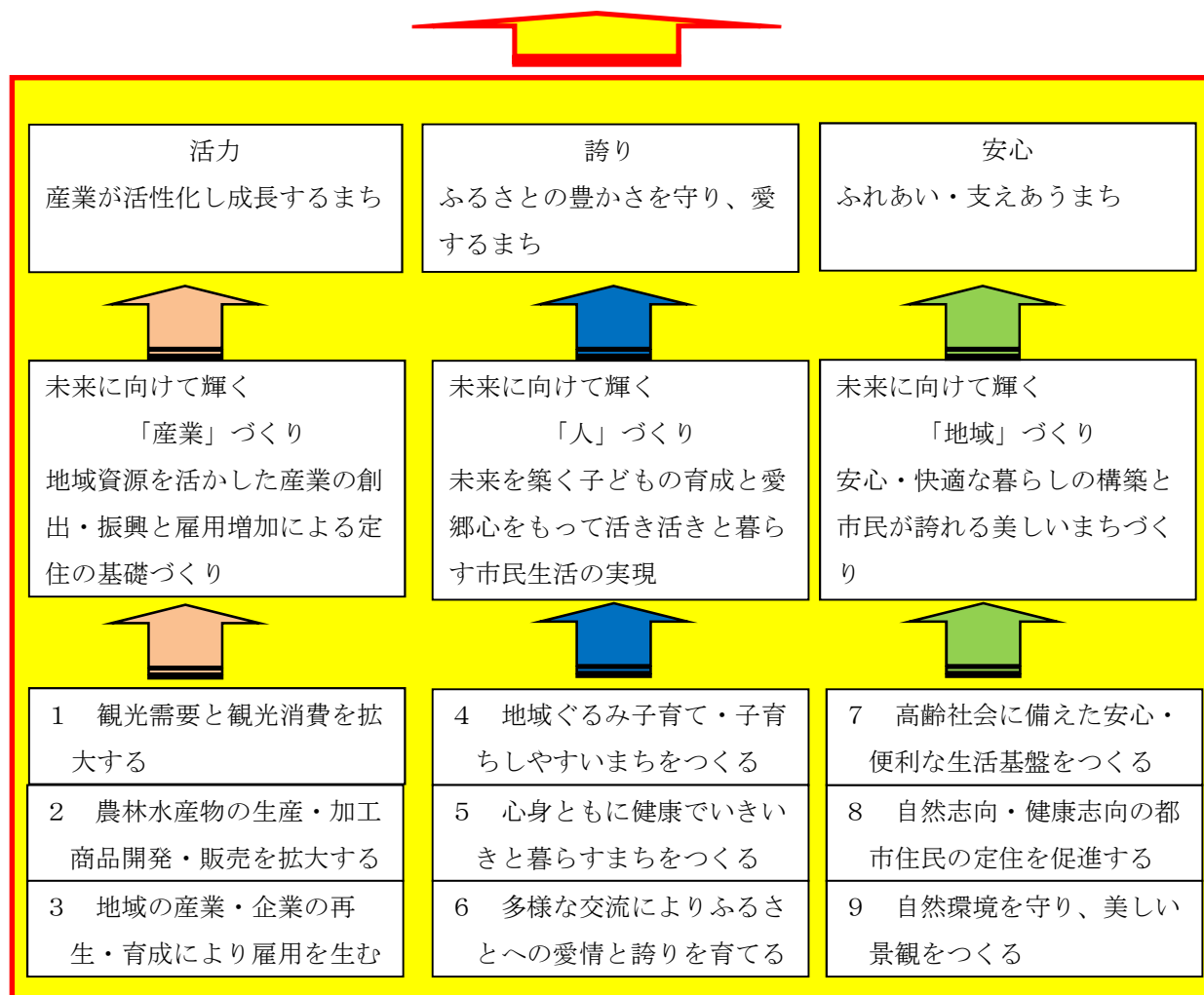
口減少に起因し、地場産業の衰退、地域活力の低下など、状況は一層深刻なものとなり、依然として過疎化は進行している。

このような中、当市の第2次総合計画では、「人と海のふれあうまち～地域資源を活かした、新しいまちの上質な価値の創造～」を将来像として掲げ、「子ども、若者、お年寄りが住みよい「活力」「誇り」「安心」に満ちたまちの実現」をまちづくりの基本目標とし、未来に向けて輝く、「産業」づくり、「人」づくり及び「地域」づくりの3つをまちづくりの方針として定めて、これらの有機的な連携を図りながら、まちづくりを推進していくこととしている。

【上天草市のまちづくり】

将来像：人と海のふれあうまち～地域資源を活かした、新しいまちの上質な価値の創造～

まちづくりの基本目標：子ども、若者、お年寄りが住みよい「活力」「誇り」「安心」に満ちたまちの実現



当市では、熊本県過疎地域自立促進方針及び第2次総合計画を踏まえ、全ての市民が健康で、ふるさとに愛と誇りを持ち、住んで良かったと思えるまちづくりを推進するため、以下のとおり3つの将来像を掲げ、自立促進を図る。

(ア) 地域資源を活用した産業都市

当市が有する地域資源は、市民生活及び経済活動に安らぎや潤いなど様々な恩恵を与えてくれる財産である。当市は、この地域資源の魅力を引き出すとともに、その可能性を最大限に活用し、産業の振興を推進することで、雇用の増大、所得の向上等を図り、地域資源を活用した産業都市を目指す。

(イ) 市民が健康でいきいき暮らせる生活充実都市

当市は、温暖な気候、豊富な地域資源、多彩な自然環境に恵まれており、市民が心身ともに健康で快適な暮らしを実現できる環境が備わっている。

このことから、当市は地域が有するメリットを有効に活用し、計画の策定や実施などの過程で市民参加や協働を進めていく。また、当市は、自発的にまちづくりを進めるNPO法人、ボランティア団体等へ支援する地域を支える人づくりを促進し、一人ひとりが主体性を持った市民自治によるまちづくりを推進していく。加えて、乳幼児期から高齢期に至るまでの全てのライフステージにおいて、生涯学習や健康づくりを推進し、市民が健康でいきいきと暮らせる生活充実都市を目指す。

(ウ) 人・物の流れを創り出す交流推進都市

当市では、地域の活性化を図るため、市外との人・物等の交流を深めることが必要である。

交流を拡大するためには、人・物等の移動時間の短縮や安全性・快適性の向上を図ることが重要であり、交通・通信体系等の整備が必須となる。

このため、熊本天草幹線道路の整備を促進するとともに、観光をはじめとする様々な情報の発信のための基盤整備を図り、人・物の流れを創り出す交流推進促進都市を目指す。

イ 当市の基本方針

当市では、過疎地域の総合的・計画的な自立促進を図るためには、これまでの施設等の整備によるハード事業に加えて地域の実情に応じたソフト事業の充実が重要かつ不可欠である。そのため、行政は市民に対し、行政への積極的な参画を促し、行政と市民との協働によるまちづくりを推進していく。

このことから、当市の目指す将来像である「地域資源を活用した産業都市」、「市民が健康でいきいき暮らせる生活充実都市」、「人・物の流れを創り出す交流推進都市」を具現化するためのまちづくりの基本方針を定める。

(ア) 活力ある産業づくり

活力ある産業を創るためには、地域の特性を有効に活用することが重要である。当市が有する地域資源を最大限に活用し、上天草ブランドづくりに取り組み、広く県内外にPRするとともに、6次産業化の推進など、産業の振興を図る。

(イ) 安心・快適な生活環境づくり

全ての市民が安心・快適に生活できる環境は、私たちが健康でいきいきと暮らすためには必要である。子どもからお年寄りまで、皆で支え合う社会環境づくりを進めるとともに、NPO法人やボランティア団体等と連携して地域コミュニティ機能を持続させるための取組を推進していく。

(ウ) 機能的な社会基盤づくり

人・物の流れを創り出し交流を促進するためには、交通・通信体系の整備促進が必要不可欠である。また、当市の一体性を高めるため、道路などの交通体系の整備や情報化の推進など、機能的な社会基盤づくりに取り組んでいく。

(エ) 環境と共生のまちづくり

当市のほぼ全域が雲仙天草国立公園に含まれていることから分かる

とおり、当市には美しい海と山があって、風光明媚な景観も多くあり、自然に恵まれた地域である。この美しい貴重な自然を守り次世代に引き継いでいくよう、まちづくりに当たっては、恵まれた自然環境と快適な生活環境を保全し、資源循環型社会の形成を図る。

（５）計画期間

計画期間は、平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日までの５か年間とする。

（６）公共施設等総合管理計画との整合

当市の公共施設等総合管理計画は、公共施設等（建築物及びインフラ施設）の老朽化、人口減少、少子高齢化等の問題を踏まえ、長期的な視点をもって公共施設等を効率的・計画的に管理・運営するため、以下のとおり５つ基本方針を定め、計画を策定した。

【公共施設等総合管理計画の基本方針】

- ① スリムで効率的な行政運営を行うため、適正な施設規模及び配置の見直しや合理化に取り組む。

施設需要の利用状況と維持管理コストの観点から、維持管理方法の見直しや合理化について検討を行う。また、施設整備に当たっては、統合・廃止、規模の縮小、機能の複合化を基本とし、地域的要因に鑑み、取り組む。加えて、市職員の意識改革に取り組み、計画を推進していく。

- ② 計画的な施設整備や長寿命化を図ることにより、維持管理コストの縮減や平準化に取り組む。

定期的に各施設の点検・診断を実施し、緊急性及び重要性を踏まえ、維持管理方法の検討を行う。また、ライフサイクルコストを考慮した施設の長寿命化を推進するとともに、更新・改修等に当たっては、実施時期を調整するなど、整備に要する経費の負担の平準化を図る。

- ③ 施設利用の安全・安心な利用を確保するため、施設の安全性や耐震性を確保する。

学校教育関連施設等の防災機能を有する施設の耐震化、老朽化した施設の早期改修及び利用不可である施設の解体を促進する等、市民にとって安

全・安心な施設利用を促進する。

- ④ 将来を見据えた財政計画の下、必要な財源を確保する。

財政負担の平準化及び将来にわたる公共施設の安定的な更新を図るため、基金を設置し、整備に要する経費の財源確保に努める。また、国・県等の補助制度の活用、PPP・PFI等の様々な資金やノウハウを持つ民間事業者と連携して、施設の更新等を行う。加えて、市の財源確保のため、施設使用料の適正化及び利用不可である施設については売却等を行う。

- ⑤ 管理に関する情報及び体制を構築し、市民とともに本計画を管理、推進する。

公共施設等の維持管理についてデータベース化を図り、庁内の横断的な体制を構築する。また、市民と行政が協働し、それぞれの適正な役割を担いながら、計画を推進していく。

当市においては、この公共施設等総合管理計画における基本方針を十分に踏まえ、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を行うことにより、維持管理に要する経費の負担軽減・平準化を図るとともに、施設の安全性・機能性を確保し、効率的かつ経済的な管理・運営に努めることとして過疎対策に取り組むことにより、公共施設等総合管理計画との整合を図るものとする。

2 産業の振興

【方針】

当市の第一次産業は、昭和40年頃まで産業構造の中心となっていたが、高度成長期に入り、若年層を中心に人口流出が続き、その後も農林水産物の価格低迷などの影響により、農林水産業の就業者数も減少し続けている。

このことから、今後、第一次産業の振興を図る上で、担い手の育成と経営力のある組織体制の強化を進めていくことが重要である。

農業においては、ソフト面では新規就農者や認定農業者の育成、担い手への農地の集積等を進めながら、効率的かつ安定的な農業経営を促し、機械化・省力化技術の導入、作業環境・就業条件の改善に資する事業を展開する。また、年々増加するイノシシ等の有害鳥獣対策に効果的な施策の展開が必要である。ハード面では、農道の舗装や橋りょうを含む道路構造物の老朽化対策が必要である。特に、橋りょうでは、建設後50年を経過する物が全体の15パーセントを占めていることから、適切な時期に改修を行う必要がある。

林業においては、森林組合等の関係機関と連携し、担い手育成に取り組むとともに、間伐の推進や木材の利用拡大に資する事業を展開し、また、作業効率を確保するため、林道の適切な維持・管理を行うとともに、災害発生時には速やかな補修・復旧を行う。加えて、森林病虫害・獣害、自然災害の防備、水資源の涵養に資する事業などを行うことにより、森林の保護保全を図る。

漁業においては、安心して漁業に従事でき、作業効率が向上するような漁港等の整備のほか、水産資源を確保するための放流事業などを展開するとともに、一層の経営安定化を図る。

また、当市でとれる農林水産物を加工した、商品開発及びこれらの商品の販売を促進し独自ブランドを確立させることで、市内における観光需要の拡大、市外への流通・販路の拡大と連動させた「売れる」生産体制・加工（製造）体制の拡大を図る。

地域の産業・企業の再生等については、企業誘致を推進しながら、商工業、海運業等、地域を支えてきた地域産業・企業の新たな可能性の創造に向けた経営を支援するとともに、市民が就労できるような支援体制の充実を図る。

観光又はレクリエーションについて、多様化する旅行ニーズに対応するため、官・民が一体となって伝統文化や自然環境を活用した取組を推進するとともに、ハード・ソフトの両面から受入体制を整備することで、顧客満足度

の向上を図り、リピート客の獲得につなげ、地域経済の振興を図る。特に、前島及び宮津地区は、当市における観光拠点として重点的に開発を進めていく。

人・物の交流拠点の一つである港については、効率性かつ利便性を高めつつ、機能充実を図る。

(1) 現況と問題点

ア 基盤整備

(ア) 農業

当市は、温暖な気象条件に恵まれているものの、地形の大部分が急峻な山ひだが海岸線まで迫り、全体的に平坦地が少ない地域である。その中で、大矢野地区は比較的傾斜の緩やかな丘陵地が多く、花き、果樹等の栽培や畜産が行われているほか、河川沿いの平地や海岸線の河口部では市街地や農地が広がっている。松島地区では、合津川、今泉川、教良木川の流域に沿って水田が連なり、早期米の生産が盛んであるほか、阿村干拓地で小麦の栽培が行われている。姫戸地区は傾斜地が多い地域で、少ない平地を利用した水稻や、傾斜地では果樹が栽培され、龍ヶ岳地区も傾斜地が多い地域で、一部の地域では棚田での水稻が行われている。

当市の農家数は、普通畑作を中心に小規模零細農家が多く、昭和40年代は6,167戸であったが、狭小不整形の農地が多く作業の効率が悪く、イノシシ等の有害鳥獣による農作物への被害が増加したこと、高齢化の進行に伴い離農者が増加したこと等により、平成22年には1,099戸となり、昭和40年代と比較すると65.9パーセントも減少している。

農業者が減少した一方、農地の基盤整備による作業の効率化、農業の機械化等による省力化、耕作規模の拡大に取り組む農業者の出現で、平成12年では専業農家は206戸であったのに対し、平成22年では230戸と微増している。

現在も、農業を取り巻く環境は厳しい情勢であることから、農業者の安定経営を進めるため、農業者の経営目標を定め合理化を図るとともに農地の集積、農業機械及び施設等の適正規模化を促進し、消費者ニーズに即

した高品質で安全性の高い農産物の生産を行っていく農業振興策が必要である。

農業施設面については、農道及び橋梁の老朽施設の増加、温暖化に起因する海面の上昇等の自然環境の変化や近年の集中豪雨等に加え、排水機場等の施設の老朽化により機能が低下しており、農用地に甚大な被害をもたらすおそれが高まっていることから、その対策は急務である。

農家戸数の推移

単位：戸・％

年度	総農家戸数	販売農家	専業農家	第１種兼業	第２種兼業	増減率 (総農家数)
S40	6,167		712	1,551	3,904	
S45	5,230		601	938	3,691	△15.2
S50	4,311		543	459	3,309	△17.6
S55	3,764		548	302	2,914	△12.7
S60	3,262		569	255	2,438	△13.3
H2	2,222		452	221	1,549	△31.9
H7	1,809		390	159	1,260	△18.6
H12	1,498	811	206	127	478	△17.2
H17	1,205	649	224	104	321	△19.6
H22	1,099	553	230	63	260	△8.8

(出典：農林業センサス)

農業協同組合員数の推移

単位：人

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26
大矢野町	2,472	2,395	2,336	2,215	2,188	2,128
松島町	1,424	1,407	1,398	1,363	1,313	1,293
姫戸町	980	968	957	948	904	877
龍ヶ岳町	1,293	1,260	1,234	1,220	1,193	1,172
計	6,169	6,030	5,925	5,782	5,598	5,470

(イ) 林業

当市の林野面積は7,604ヘクタールで、林野率が60.3パーセントと高く、そのうち私有林が86.8パーセントを占めている。私有林は、ひのき林などの人工林が手入れ不足により、雑木林化しているが、公有林は、保育、間伐、衛生伐等を計画的に実施し、維持管理に努めている。

今後は、森林の管理・経営のため、森林組合等の関係機関と連携し、林地の特性を活用した自然環境の保全、水資源の涵養、山腹崩壊の防備を計画的に実施するとともに、林道の適切な維持管理を行う必要がある。

(ウ) 水産業

当市の水産業について、海面養殖については、くるまえび、たい類の養殖が盛んである。特に、全国でも有数の生産量を誇るくるまえびについては、過去にウイルスの感染による被害を教訓に養殖マニュアルを作成し、適切な管理により生産量を維持している。しかしながら、ぶり、ふぐ類については、頻発する赤潮の影響を受け、養殖魚のへい死が発生し、生産量が伸び悩んでいる。

漁業生産額は、漁船の大型化に伴い、作業の効率性が図られ、広域に操業活動を展開しているものの、水産資源の減少や漁場環境の悪化等により漁獲量が減少し、加えて魚価等も低迷していることから、減少傾向にある。

また、漁協組合員数は、平成20年と平成25年を比較すると、1,231人から1,072人に減少しており、その減少率は12.9パーセントである。水産業について、後継者不足により、漁業従事者の高齢化が急速に進行している。

主要魚種別海面漁業及び養殖業生産量の推移

単位：トン

区分	漁獲量	まぐろ類	いわし類	あじ類	ぶり類	このしろ	たい類	えび類	ふぐ類
H20	7,589	388	511	207	112	2,013	2,067	184	279
H21	8,838	0	451	359	278	2,097	2,611	179	343
H22	9,575	0	891	279	241	1,336	4,330	363	296
H23	10,046	0	837	281	237	2,010	4,234	337	263
H24	9,848	0	825	261	218	1,762	4,168	403	299
H25	9,825	0	791	228	186	1,320	4,531	344	305

(参考資料：港勢調査)

漁業協同組合員数の推移

単位：人

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
大矢野町	741	717	699	677	661	654
松島町	139	129	152	148	142	138
姫戸町	84	73	78	71	63	63
龍ヶ岳町	267	252	243	232	219	217
計	1,231	1,171	1,172	1,128	1,085	1,072

(参考資料：港勢調査)

イ 漁港施設

当市には、熊本県の管理を含め18の漁港が存在する。当市を囲む有明海及び八代海は、他海と比較すると干満差（4.5メートル）が大きく、同海では漁獲物の陸揚げ作業及び干潮時における漁港使用に支障を来している。このことの解消に当たり、当市では第2次及び第3次漁港漁場整備

長期計画を策定・実施し、平成13年度からは漁港・漁場・漁村を一体的に整備することとし、水産基盤整備事業を実施してきたところである。

また、漁港施設の老朽化が進行し、更新・改修を必要とする施設が増加していることから、施設の維持管理を体系的に捉えた計画を立て、更新等を実施する必要がある。

ウ 地場産業の振興

当市では、独自に雇用促進条例を整備し、既存事業所や起業する事業者等が行う設備投資等に対し、支援を行っている。近年は少しずつではあるが、旅館業、食品加工業、半導体製造業の増設も増加傾向にある。しかしながら、生産年齢人口の減少により、人員不足が深刻な問題となっている。

当市において、海運業は基幹産業の一つである。しかしながら、当市における海運業は、零細企業が多いことから、若者の就業が少ない。

このことから、船員の高齢化及び海運業の担い手不足が課題となっており、経営拡大が図れない海運事業者が多数存在する状況である。この課題解決に当たり、船員不足を解消するための対策を講ずる必要がある。

当市には、通年農林水産物が豊富にあるが、少量多品目という地域特性がある。このため、付加価値の高い商品を開発し、市独自のブランド力を高めていくことが必要である。

また、民間事業者の6次産業化への機運が高まっているものの、安定した販路が確保できていないことから、加工品開発が低調であり、経済的な自立が図られていない。当市では、平成22年度に上天草市農林水産物加工品開発研究センターが建設されており、同センターを拠点として、上天草市農林水産物ブランド推進協議会が民間事業者に対し加工品開発等をサポートしている。今後もこの体制を持続し、地域性を活用したユニークな商品開発等を行い、6次産業化を推進していく必要がある。

上天草市農林水産物加工品開発研究センター利用実績

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用実績	—	200件	101件	149件

(参考資料：利用実績)

エ 企業誘致対策

当市では、平成20年に企業誘致を専門とする部署を創設し、企業誘致を推進している。そして、これまでの地道な企業訪問が実を結び、当市においては8企業が進出していることから、一定の成果が認められるところである。このような中、平成21年には企業立地に関する優遇措置を設け、企業誘致に向けてインセンティブを与えている。

当市においては、企業誘致とは切り離すことができない交通アクセスの改善や誘致場所の確保に向けた土台づくりが必要である。また、企業誘致に当たり、今後は当市の強みである豊富な農林水産物を活用できる「食」に関連する企業の誘致を促進するなど、当市の特長を生かした展開が求められる。

誘 致 企 業 一 覧
九州ワコール製造（株）、（株）日本冷熱、天草池田電機（株） ヤマハ天草製造（株）、公進ケミカル（株）、（株）マルチコンポジット ユニテクノ（株）、（株）天草魁水産

オ 商業

当市の商業は、平成24年は卸売業50店、小売業345店、総数で395店となっており、平成19年度と比較すると、卸売業・小売業ともに減少しており、販売額においても過去5年間で約73億円減少している状況である。この要因として、国内の経済不況によるものが考えられる。このため、上天草市商工会と連携し、商工業者の経営基盤強化を図るとともに、新たな事業展開や新分野への進出に向けたスキルアップを図り、店舗数及び売上への減少に歯止めをかける必要がある。

また、商業地のあり方については、平成23年の九州新幹線全線開業や「A列車で行こう」の運行など外的要因の影響を受け、交流人口が増加傾向にあることから、商工業者は新たな取組を模索し、経済の活性化につなげる必要がある。併せて、平成28年には天草五橋開通50周年や雲仙天草国立公園指定60周年を迎えることから、これを契機とした商業地の活性化に向けた商品開発や商店街イベントの開催などの取組を検討する必要がある。加えて、多様化している悪質商法等の消費者問題の解決に向けて、消費者行政を充実させる必要がある。

商業の推移

年度 区分		平成 1 9 年度	平成 2 4 年度
卸 売 業	商店数（店）	65	50
	従業者数（人）	338	345
	販売額（百万円／年）	6,522	4,756
小 売 業	商店数（店）	491	345
	従業者数（人）	1,944	1,328
	販売額（百万円／年）	25,616	20,101
総 計	商店数（店）	556	395
	従業者数（人）	2,282	1,525
	販売額（百万円／年）	32,138	24,857

（参考資料：経済センサス活動調査）

カ 観光又はレクリエーション

当市の観光入込客は、国内の長引く不況による影響や観光客のニーズの多様化、観光形態の変化等により減少傾向にあり、地域経済のけん引役である観光業も大変厳しい状況にある。

一方、天草ジオパークの日本ジオパーク認定による新たな資源の誕生や、九州新幹線全線開業、LCCの相次ぐ就航など熊本県及び当市の観光業を取り巻く環境に伴い、福岡はもとより関西・関東地方、国外では韓国などの東アジアの各都市までマーケティングエリアが拡大するなど、プラスに転じている。このことから、当市では観光素材の掘り起しや魅力の発信を多角的に行うこと、さらには、その受入体制の整備等の観光誘客のための新たな取組が課題である。特に、ジオパークをはじめとする、地域の特性を活用した新しい観光づくりが必要であり、早急に着地型・体験型のメニューの創出が求められる。一方で、既存施設の多言語化等によるインバウンド対策、経年劣化や老朽化等により発生する施設の修繕、あるいは取壊といったハード面の整備も急務であることから、今後、計画的に実施していく必要がある。

また、当市では、雇用の場の減少に伴う生産年齢人口の減少に鑑み、豊富な観光資源を活用した環境整備を促進することで、雇用の機会の創出を図り、加えて、天草四郎観光協会等と連携した取組により、観光産業を基軸とした市内地域産業へ波及させる仕組みを構築し、地域産業の活性化を図る必要がある。

上天草市の観光入込客数の推移

単位：人

項目	日帰客数			宿泊客数			入込客数		
	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計
H20	500,435	345,435	845,870	148,321	96,935	245,256	648,756	442,370	1,091,126
H21	486,681	352,057	838,738	133,764	110,694	244,458	620,445	462,751	1,083,196
H22	606,501	393,690	1,000,191	126,467	93,529	219,996	732,968	487,219	1,220,187
H23	645,623	412,132	1,057,755	111,907	112,254	224,161	757,530	524,386	1,281,916
H24	666,607	466,642	1,133,249	112,322	124,128	236,450	778,929	590,770	1,369,699
H25	623,567	499,639	1,123,206	108,621	126,590	235,211	732,188	626,229	1,358,417

(参考資料：観光統計)

キ その他

当市には、三角港（登立地区、岩谷地区）、合津港、姫戸港、上天草港（柳港など10港区）の港湾がある。これらの港湾は、人の流れや物流の拠点として、重要な役割を果たしてきた。しかしながら、これらの港湾においては、老朽化の進行が著しく、港としての機能が不十分であるため、港湾整備を行い、機能充実を図る必要がある。

（２）その対策

ア 基盤整備

（ア）農業

当市は、農地の有効活用を図るため、中山間地域総合整備事業や基盤整備事業によりほ場整備を実施し、農業の効率化を推進する。また、農業経営基盤強化促進法に基づき市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に沿って、新規就農者や認定農業者の育成、

担い手への農地の集積等を進めながら、農業者の効率的かつ安定的な農業経営を促し、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改善、就業条件の改善を促進するとともに、多様に事業を展開することで、将来にわたり安全・安心な食料の安定供給に結び付ける。

中山間地は、流域の上部に位置することから水資源の涵養、洪水防止機能等の多面的な機能を有しており、下流域の住民の生命と財産、豊かな暮らしが守られている。しかし、中山間地では、高齢化が進み、平地に比べ自然的・経済的・社会的に不利なことから担い手の減少、耕作放棄地の増加により、多面的な機能が低下し、地域社会にとって大きな経済的損失が懸念されることから、農業生産の維持を図りながら、中山間地の持つ多面的な機能を確保するために中山間地域等直接払事業を実施していく。近年増加傾向にあるイノシシ等の有害鳥獣対策として、猟友会と連携し、捕獲・駆除や電柵等を行い、農作物被害の縮小を図る。

また、農道における舗装及び構造物、橋梁の老朽化に伴う修繕等の対策を国・県の各種補助事業活用により実施するとともに、一定要件農道以外の未舗装農道については、単独耕地事業により舗装率の向上や不整形狭小農道の改良を推進していく。集中豪雨等による自然災害を未然に防止するため、排水機場や農地海岸等の施設の整備状況や利用状況等を把握し、その施設の状況に応じた整備及び保全を総合的に実施することが必要である。

畜産分野では、黒牛のブランド化、乳牛巡回検診、人工受精、ヘルパー事業等及び機械等の導入による経営の安定・省力化に取り組む。

農業者、農協等関係団体、県等関係機関との連携を密にしながら農業所得の増大と農業経営の安定を図り消費者ニーズの多様化に対応した有機農業の推進、高品質な作物を追求し、販路拡大と合わせ高付加価値型農業振興を推進する。併せて、今後は都市と農村の交流への取組も強化・追求していく。

(イ) 林業

林業活動について、森林の持つ木材生産機能、自然環境の保全、水資源の涵養、保健・休養、土砂崩壊の防止等の多面的機能を発揮させることにより、市民生活に大きく寄与することから、間伐・下刈り等の森林を良好な状態に保全するための対策を講ずる。松くい虫等森林病害虫対策としては、森林組合等と協同して薬剤散布、伐倒駆除など徹底的な駆除に努める。併せて、基盤施設としての林道の適切な維持管理・補修に

よる経営の合理化を図るとともに、森林組合等の関係団体と連携し、担い手の育成・確保に努める。

(ウ) 水産業

水産業の振興に当たり、海面漁業について、まだい、ひらめ、くるまえばい等の種苗の放流事業を最も効果的な放流時期に実施し、放流場所周辺では、放流直後の種苗の採捕を規制するなどの対策を講ずる。

まだい、くるまえばいの養殖等の海面養殖については、赤潮、ウイルス等の発生による被害を抑制するため、漁業組合等の関係団体と生産者が一体となって、必要な対策を講ずる。

また、当市は、漁業組合と連携して、後継者の育成・確保に努めるとともに、高鮮度・高品質を追求した水産物の商品化及びブランド化を推進する。

イ 漁港施設

漁港施設の整備について、漁港・漁場の一体的な整備を図るため、施設台帳の整備、施設利用計画等の策定又は見直しを行いながら、引き続き水産基盤整備事業を実施する。

また、施設の維持管理については、機能診断をした上で機能保全計画を策定し、施設を計画的に更新していくことで、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮小を図る。

漁港関連施設においても更新時期を迎えている施設が多く、通常の適切な維持管理はもとより、予防保全及び長寿命化の考えのもと、それぞれの施設に対し必要な時期に適切なメニューで改修を実施する。特に、龍ヶ岳漁業者体育センターは老朽化が著しく利用に支障を来していることから、早期改修を実施する。

ウ 地場産業の振興

地場産業の振興に当たり、当市は、民間事業者が行う設備投資等に対し、その投資額及び雇用人数に応じた支援を行うとともに、民間事業者に対し、上天草市中小企業・商工業設備投資資金利子補給補助金制度等を活用した設備投資を促進する。また、熊本県、中小企業基盤整備機構、ジェ

トロ等が実施する支援制度に関する情報収集・発信を行い、側面からも民間事業者を支援する。

当市は、後継者の育成を目的とした上天草市海運業振興事業補助金制度及び新規の船員の確保・育成を目的とした上天草市新規船員雇用育成事業補助金制度を継続し、安定的な船員の確保により海運業の振興を図っていく。これと併せて、海運業に関する情報について宣伝・広報を強化し、担い手の確保に努める。

また、上天草市農林水産物加工品開発研究センターを拠点とし、上天草市農林水産物ブランド推進協議会が民間事業者に積極的に助言等の支援を行い、高品質・高水準の商品を開発する。

販売においては、民間事業者と協働して都市圏での展示会、販売会などに積極的に出展し、販路開拓等を行う。このため、民間事業者の営業力や企画力等のスキルアップのための研修等を実施する。

当市は、このように開発から販売に至るまでの支援を行うとともに、民間事業者のスキルを向上させることで、6次産業化を推進し、将来的には民間事業者独自で加工品開発から販路拡大を行い、収益増加による経済的な自立につなげていく。

市物産館では、市外飲食店への産品出荷を積極的に行う。また、販売スペースについても購買意欲を高めるための見せ方などを工夫しながら、商品の販売を促進する。

エ 企業誘致対策

地場産業の活性化のため、上天草市誘致企業連絡協議会及び上天草市工業会にて情報共有・交換等を行い、地場製造業の振興・企業間協力、大都市圏企業とのビジネスマッチングによる新たな事業創出も視野に入れた取組を進めていく。併せて、市の強みである「食」を活用した食品加工業の企業誘致活動を積極的に推進する。この食品加工業の企業誘致を推進することで、加工・販売の分野を強化し、市全体の産業の底上げを図る。

企業誘致するための場所の確保については、交通アクセスに鑑み、廃校舎の有効活用を視野に入れながら、民有地や耕作放棄地についても情報収集を行い、適地を模索する。

オ 商業

当市は、商業の活性化のため、国・県の奨励制度、無利子融資等の支援に係る情報提供を積極的に行い、平成27年5月に策定した創業支援事業計画に基づき、商工会及び金融機関と連携して、民間事業者の起業・創業の支援として、ビジネスモデルの構築方法、資金調達の方法、具体的な事業計画作成等に関する指導等を行う。また、当市は商工会及び金融機関と連携した支援を行い、商工業者の経営基盤強化、スキル向上を図る。加えて、商工会・スタンプ組合等への入会を促進し、商店の弱体化を防ぎ、売上減少の歯止めをかける対策を講ずる。

商業地の基本的なあり方として、安全性、快適性及び利便性がある。そのため、当市は、歩道、植栽、花壇等の環境整備を引き続き行う。

当市は、天草五橋開通50周年を契機とした新たなイベントの開催や商品開発などを上天草市商工会と連携し検討する。そのほか、中小企業、商工業設備投資資金利子補給事業も増加傾向にあり、今後の設備投資などを推進する。

また、消費者保護のため、苦情相談体制の充実を図る。

カ 観光又はレクリエーション

当市においては、山や海などの恵まれた自然環境を生かし、また、地域の歴史や文化を活用するなど、地域の特性を最大限に活用した観光地づくりを進めていく。具体的には、市内各地域に存在する産物・風物について、新たな観光資源としての可能性の調査・発掘を行うことで、観光地としてのポテンシャルを高め、それらを活用した観光施策を行政・地域・大学等が連携して企画・立案するとともに、体験型等の施策を域・学連携で実施する。この取組により、交流人口や観光客の増大を図り、地域の活性化による経済振興に資する。

当市では、九州新幹線全線開業により、観光業におけるマーケットエリアが拡大しており、このことに対応するため、関東・関西の大都市圏を含めたより広域な市場への情報発信やプロモーション活動を積極的に展開していく。また、多様化するニーズへの対策として、観光素材の磨き上げや受入体制の整備などを行い、市独自の着地型体験観光メニューを開発するとともに雇用の機会の創出を図る。加えて、天草四郎観光協会や民間企業等と連携した取組により、観光産業を基軸とした市内地域産業へ波及させる仕組みを構築し、産業の振興を図る。また、地域の歴史、風土に基づい

たストーリー性の確立やジオパーク構想を踏まえた自然環境を活用した商品づくりを進めていく。

インバウンド旅行者への対応については、多言語対応のPRツールの制作、多言語標記やW i - F i スポットの整備、接客研修などによる観光地、観光施設での受入体制の整備を進める。さらには、第2次総合計画に盛り込まれた観光の目的地となるスポット整備として、前島地区等の環境整備を行うことにより、雇用機会を創出する。加えて、市内産業へ波及させる「人の流れ」、「物の流れ」に関する仕組みづくりを天草四郎観光協会等と連携して構築し、これらの取組により、重点整備地域を起点とした観光需要の拡大を各地域の産業活性化につなげ、当市の活性化を図る。

キ その他

港湾施設について、人の流れ及び物流に重要な役割を担っていることから、港湾整備を行い、港としての機能を充実させることで、利便性及び経済性の向上を図る。

また、施設の老朽化が著しく進行しているため、機能診断をした上で機能保全計画を策定し、施設を計画的に更新していくことで、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮小を図る。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業 の振興	(1) 基盤整備			
	農業	強い農業づくり交付金 花卉・野菜ハウス設置事業	上天草市	補助金
		農業用施設維持管理事業	上天草市	
		土地改良施設維持管理適正化事業	上天草市	
		広崎排水機場県営かんがい排水事業	熊本県	負担金
		教良木地区県営かんがい排水事業	熊本県	負担金
		荒木浜第1排水機場県営かんがい排水負担金事業	熊本県	負担金
		京の島地区県営経営体育成基盤整備事業	熊本県	負担金
		合津地区県営経営体育成基盤整備事業	熊本県	負担金
		大正池農地防災事業	熊本県	負担金
		西俣ため池農地防災事業	熊本県	負担金
		荒木浜第1排水機場農地防災事業	熊本県	負担金
		合津排水機場農地防災事業	熊本県	負担金
	(2) 漁港施設	県管理漁港改良事業	熊本県	負担金
		水産物供給基盤機能保全事業	上天草市	
		大道漁港葛崎地区護岸整備事業	上天草市	
		下桶川漁業者体育センター改修事業	上天草市	
		漁港浮体式係船岸整備事業	上天草市	
		湯島漁港北側護岸整備事業	上天草市	
	(3) 観光又は レクリエーション	国立公園整備事業（龍ヶ岳野営場整備）	上天草市	
		千巖山園地整備事業	上天草市	
		海水浴場維持管理事業	上天草市	
		海水浴場整備事業	上天草市	
		天草四郎ミュージアム維持管理事業	上天草市	
		天草四郎ミュージアム施設整備事業	上天草市	
		天草四郎公園西側崖面整備事業	上天草市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業 の振興	(3) 観光又は レクリエーショ ン	小島公園施設整備事業	上天草市	
		白嶽森林公園施設整備事業	上天草市	
		自動火災報知設備整備事業	上天草市	
		龍ヶ岳山頂自然公園施設整備事業	上天草市	
		ミューイ天文台整備事業	上天草市	
		2号橋公園整備事業	上天草市	
		千巖山・前島地区総合開発計画事業	上天草市	
		松島観光海運会館空調修繕事業	上天草市	
		四郎公園管理棟、倉庫解体事業	上天草市	
		観光施設ワシントンヤシ植え替え事 業	上天草市	
		松島地区街路灯LED化事業	上天草市	
		湯島峰公園トイレ解体撤去事業	上天草市	
		天草四郎と潜伏キリシタン文化を活 用した新たな観光素材づくり事業	上天草市	
		湯島トイレ新設事業	上天草市	
		観光関連主要トイレ洋式化事業	上天草市	
		PS-1土台撤去事業	上天草市	
	(4) 過疎地域 自立促進特別事 業	観光プロモーション事業	上天草市	
		美しい上天草づくり推進事業	上天草市	
		トレッキング推進事業	上天草市	
		九州オルレ推進事業	上天草市	
		観光イベント実施事業	上天草市	
		観光イベント補助事業	各種団体	補助金
		中山間地域等直接支払事業	上天草市	補助金
		多面的機能直接支払事業	上天草市	補助金
		単独耕地事業	受益者	補助金
		松くい虫防除(地上散布)事業	上天草市	
		松くい虫伐倒駆除事業	上天草市	
		森林整備地域活動支援交付金事業	上天草市	交付金
		有害鳥獣駆除事業	上天草市	
		水産物供給基盤機能保全事業	上天草市	
		漁港海岸ストックマネジメント事業	上天草市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業 の振興	(4) 過疎地域 自立促進特別事 業	漁港台帳整備事業	上天草市	
		漁港施設利用計画策定事業	上天草市	
		農林水産物ブランド化推進事業	上天草市	
		農林水産物販売促進事業	上天草市	
		工場等設置奨励事業（企業立地促進 及び雇用促進）	上天草市	奨励金
		新規船員雇用育成事業	上天草市	補助金
		海運業振興事業	上天草市	補助金
		中小企業、商工業設備投資資金利子 補給事業	上天草市	補助金
		6次産業化推進事業	上天草市	補助金
		商工振興対策事業	上天草市	補助金
		農業振興地域整備促進事業	上天草市	
		港湾施設点検維持管理計画策定事業	上天草市	
	(5) その他	港整備交付金事業（江樋戸港改修） 物揚場・船揚場	上天草市	
		上天草市海岸長寿命化計画策定事業 業務委託	上天草市	
		港湾施設長寿命化計画策定事業業務 委託	上天草市	
		柳港区前平港物揚場改良工事（嵩 上）	上天草市	
		江樋戸港区海岸保全工事 護岸（補強）L＝200m	上天草市	
		江後港区防波堤改良工事 防波堤（補強）L＝43m	上天草市	
		小泊港区改修 物揚場、泊地	上天草市	
		阿村港区海岸保全工事 護岸（補強）L＝280m	上天草市	
		江樋戸港区海岸保全工事 消波 L＝60m	上天草市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業 の振興	(5) その他	永目港埋立地関連工事	上天草市	
		港湾維持管理工事 管内10港分	上天草市	
		上天草海岸保全事業	熊本県	負担金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

農道を除く土地改良施設については、熊本県が策定した天草管内農業水利施設地域保全計画書（平成25年3月）に基づき、各施設の修繕及び更新等を計画しているところであるが、補助事業の採択要件等の変更に伴い全体的な見直しが必要となったことから、改めて個別計画を策定した上で、計画的に更新を行っていく。

農村漁村における地域コミュニティの活性化を図る合津東多目的集会所や龍ヶ岳漁業者体育センター等の施設は、周辺の類似施設との統廃合について検討を行い、その結果、存続が必要な施設については、維持管理コストの縮減や平準化のため、施設の定期的な点検・診断等を行い、計画的に補修等を行っていく。

観光施設及び公園施設等については、施設利用者の安全性、快適性及び利便性を確保するため、計画的に更新・改修等を行い、維持管理コストの縮減及び整備に要する経費負担の平準化を図る。

特に、前島地区総合開発事業における観光施設については、公設公営からの脱却を含めた管理・運営方法の検討を行うとともに、地域住民、民間事業者等によるエリアマネジメントを構築し、維持管理コストの縮減を図る。

漁港施設については、水産物供給基盤機能保全事業により機能保全計画を策定し、施設の長寿命化、計画的な維持管理により、維持管理コストの縮減及び平準化を図り、計画的に維持管理を行う。また、漁港の効率的な整備や事業コストの縮減を目的として、利用漁船実績数が50隻以下の小規模漁港の統合等についても検討していく。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

【方針】

当市は、市民生活や経済活動において、陸上交通に依存しているものの、陸上交通における基盤整備はまだ不十分である。特に、天草五橋の気象状況や災害の発生などにより不通となれば、当市の市民生活や経済活動に多大な影響を与えるおそれがある。このため、安心・安全な人の流れ及び物流の確保のため、道路網の整備及び既存道路施設の適正な維持管理・補修を進めていく。

当市の防災行政用無線施設については、平常時の行政連絡や災害発生時の緊急連絡等を市民へ迅速かつ的確に行い、住民が安心・安全に暮らせるまちづくりを目的として設置している施設である。この防災行政用無線について、バージョンアップのため、アナログ回線からデジタル回線へ移行する。

当市における情報通信環境の整備について、都市部との情報通信環境の格差の解消や公共アプリケーションの利用促進のため、電気通信事業者等と協力し、光ファイバによる超高速ブロードバンドサービス未提供地域への整備と、当市の一部地域でサービス提供が開始されたケーブルテレビの提供地域拡大を図っていく。また、スマートフォン等、無線LANの利用可能な端末が急速に普及していることから、災害発生時や観光客に向けた情報受発信の通信手段として、公衆無線LANの整備等を図る。

この情報通信環境の整備に伴い、市民において高度なICTの利活用が可能となることから、市民向けメディアリテラシー講習会等を通じて市民のICTを活用する能力（メディアリテラシー）の向上を図っていく。

当市の交通体系について、陸上交通について、平成25年2月に、市民や観光客の利便性向上を図りつつ、持続可能な生活交通体系の創出を目的とした「上天草市生活交通ネットワーク計画」を策定し、この計画に基づき、生活交通の効率的な運行に向けて取り組んでおり、引き続き適切に運行を実施していく。そのほか、海上交通及び空路交通については、関係事業者と調整・協議しながら、運航の継続に努める。

地域間交流については、都市部への一極集中是正の流れや都市部住民による地方移住への興味や関心が着実に高まっている現状を踏まえ、都市部住民の受入れ体制の整備を積極的に図る必要があり、新たな人の流れによる地域の活性化や賑わいの創出につなげていく。

(1) 現況と問題点

ア 市道

(ア) 道路

当市において、市道が1, 239路線あり、市道は幹線道路と集落を結び、生活道路として重要な役割を担っている。しかしながら、それらの道路においては、未舗装や幅員が狭い箇所が点在し、また、歩道や横断歩道等の未整備により、人の流れや物流に支障を来している状況である。道路は、当市の特性を最大限に生かした地域づくりや、市民の暮らしと豊かなまちづくりに必要不可欠なものであり、経済・社会活動を支えるための最も重要な基盤的施設であることから、安心・安全かつ効率性・経済性の高い道路整備が求められる。

また、道路施設の経年劣化等が著しく、道路交通上、危険な箇所が増加している。このため、これらの道路施設の現況調査・点検及び適正な維持管理・補修を行い、道路交通上の安全性を確保する必要がある。

(イ) 橋りょう

当市の橋りょうは、高度経済成長期にその多くが集中的に整備されており、このうち市道に設置された橋長2メートル以上の橋りょうが318橋、農道に設置された橋りょうが9橋あり、道路ネットワークを構成する重要な構造物となっている。このうち、建設後50年を経過する高齢化橋りょうは全体の15パーセントを占めており、今後多大な費用が見込まれる橋りょうの修繕・架替えに対し限られた財源の中で効率的に維持管理をしていくために、適切な時期に修繕を行う必要がある。併せて、建設当時の設計基準の見直しを行い、耐震対策及び落橋防止対策等の対応も必要である。

(ウ) 国・県道

当市を縦横断する地域高規格道路及び国道、県道について、年々整備が行われているものの、まだ十分とはいえない。特に幹線道路となる地域高規格道路及び国道、県道の利便性の向上は、産業の振興及び生活環境の向上に直結するため、国・県と連携を図りながら事業を推進する。

イ 農道

当市の一定要件農道（幅員４．０メートル以上）の総延長は２７キロメートルであり、農道本来の利用のみならず、生活道路としても利用されていることから、適切な維持管理はもとより、舗装及び道路構造物の老朽化に伴う修繕等の対策が必要である。また、一定要件外の農道については、舗装は完了しているものの、幅員が狭い部分があることから、農作業の機械化及び経営の合理化を進めるため、改良等が必要である。

ウ 林道

当市においては、林業就業者の高齢化に伴い就業者が減少していることから、林道の利用が少なく、林業が衰退してきている。しかしながら、手入れ不足の森林が増加し、林業の衰退に拍車がかかることが懸念されたため、関係団体等と連携して、担い手の確保・育成のほか、作業効率を高めるため、林道施設の補修、側溝浚渫、草刈り等の維持管理を実施する。

エ 電気通信施設等情報化のための施設

（ア）防災行政用無線施設

当市において、平常時の行政連絡や災害発生時の緊急連絡等を行う防災行政用無線施設は、市民が安心・安全に暮らすために必要不可欠なものである。

この防災行政用無線については、アナログ回線及びデジタル回線を使用しており、地区によって使用回線が異なっているものの、利用上、支障は来していない。しかしながら、アナログ回線を使用中の大矢野地区及び龍ヶ岳地区においては、整備後２０年有余が経過しており、万一故障した場合、取替部品がないなどの維持管理の限界を迎えている。このことから、アナログ回線からデジタル回線へのバージョンアップを図るとともに、計画的に整備を行っていく必要がある。

(イ) その他の情報化のための施設

当市における情報通信環境の整備について、平成20年3月にブロードバンドサービス環境の整備のため電気通信事業者に補助し、市内全域にADSL環境の整備を実施した。しかしながら、ADSL特有の距離による提供範囲の限界や通信速度の問題、き線点RT収容方式により利用不可能な世帯が存在し、都市部との情報通信格差が顕在化していた。そのため、平成22年に市内の公共施設間の情報ネットワーク網の整備及び市民向けのブロードバンド環境の一層の充実を図り、将来の情報通信環境の整備を推進するための方向性を「地域公共ネットワーク構築モデル仕様調査報告書」として取りまとめ、平成24年3月に電気通信事業者とその整備に向けた合意書を締結した。

市庁舎や公民館等の公共施設間で構築していたイントラネット（0.5メガビット～100メガビット）に、小中学校等の拠点を追加し、電気通信事業者の提供による光回線を利用して100メガビットから1ギガビットの安定した通信速度を確保した「地域公共ネットワーク」として再構築を行った。

また、合意書に基づき電気通信事業者において、光ファイバによる超高速ブロードバンドサービス及びケーブルテレビのサービスが開始された。

しかし、市内の一部地域においては、超高速ブロードバンドサービス等が利用できない状況であることから、電気通信事業者等と協力し、更なる整備の推進を図る必要がある。

現在、スマートフォンやタブレット等、無線LANの利用可能な端末が急速に普及していることから、災害発生時など電話回線の輻輳により電話等の通信が利用不可の場合や、観光客などへの情報発信の通信手段として、インターネットにアクセスしやすく効果的に情報を受発信できる、公衆無線LAN等の利用環境を整備する必要がある。

情報通信環境の整備に伴い、高度なICTの利活用が可能となることから、利用者である市民がICT機器やインターネット等を便利かつ安全に利活用できるよう、メディアの特性を十分に理解し、活用する能力（メディアリテラシー）の向上を図る必要がある。

オ 交通の確保

当市の陸上交通においては、路線バスが公共交通機関となっており、市民の足として重要な役割を担っている。この路線バスについては、移動手段の確保及び利用促進に鑑み、路線・系統の見直し、利用者のニーズを踏まえた運行便数や運行時刻の調整等を行いながら、運行しているところである。しかしながら、近年は利用者の減少、燃料費の高止まり等の影響を受け、運行事業者の赤字経営が続き、当市から運行事業への欠損金に対する補助金が増加傾向にある。

また、当市においては、路線バスの運行がない地域があり、いわゆる公共交通空白地域においては、デマンド型乗合タクシーを運行し、交通空白地域の解消を図っているところである。このデマンド型乗合タクシーについては、一人乗りが多く乗合による利用が少ないことから、利用方法について検討する必要がある。

海上交通について、離島住民の生活の足として運航している離島航路においては、利用者の減少、燃料費の高騰等により経費が嵩み、運航事業者の経営状況も厳しく、当市は離島航路を確保するため、運航事業者に対し赤字補てんを行っている。島民の人口減少等により、今後も利用者が減少することが見込まれているため、運航事業者の経営状況は更に悪化するものと予想される。

空路交通について、天草地域において唯一の空路である天草空港は、天草地域の発展に大きな期待が込められているところだが、その当市における利用者は減少傾向にある。加えて、地理的な要件から当市から利用が少ないが、航空機体に係る修繕費等の費用負担を行っている。

カ 地域間交流

人々の日常生活における価値観の変化の中で、都市住民による地方へのU I Jターン等の「ふるさと回帰」が着実に進展しており、異なった地域との交流は、地方に住む人々にとって、生活スタイルや文化をはじめとする様々な分野に影響をもたらすものであり、地域社会に新たな活力を創造するものとして期待できるところである。

当市では、これまで恵まれた自然環境や豊富な農林水産物を活用しながら、パールラインマラソン大会や天草五橋祭をはじめとする様々なイベント、スポーツ合宿等の誘致活動を展開してきたところであり、多くの市内外との地域間交流が行われてきた。

一方、前述のとおり、都市住民の新たなニーズとして広がっている「ふるさと回帰」は、交流人口の拡大や人口増加、地域の活性化を展望させるものであることから、空き家バンク制度や移住体験施設等の受入体制を整備していく必要がある。

(2) その対策

ア 市道

(ア) 道路

市道について、主に1級及び2級の路線について拡幅・改良・舗装等を行い、その他の路線については、地域の要望を踏まえ、年次的な計画により整備を行い、市民の利便性の向上を図る。

なお、下表のとおり平成32年度において、道路の改良率40パーセント、舗装率97パーセントを目指すこととする。

また、道路交通上の安全施設については、関係機関等との合同点検等の結果を踏まえ、その危険度に鑑み優先順位付けを行い、順次整備を行っていく。

道路施設について、経年劣化が進行し、危険箇所が増加していることから、適正な維持管理・補修等を行いつつ、防災点検等を実施した上で、計画的に対策を講じて道路交通上の安全性を確保する。

加えて、道路の維持管理等に当たっては、路線ごとの基本情報を把握しておくことが必須であるため、道路台帳の整備を行う。

市道整備指数

区分 種別	基準年次（平成22年度）				目標年次（平成32年度）		
	道路延長 A	改良または舗装済延長 B	改良または舗装率は舗装率 B/A	計画期間中の延長増減 C	道路延長 (A+C) D	改良または舗装済延長 E	改良または舗装率は舗装率 E/D
改良	456.8	155.3	34.0	3.2	460	184.0	40.0
舗装		406.3	88.9			448.0	97.4

(イ) 橋りょう

橋りょうについて、老朽化に伴う劣化等が著しいため、点検等を行い、計画的に改修・修繕等を実施し、交通が滞らないよう努める。

また、橋りょうの長さが2メートルを超えるものについては、5年ごとの点検が必須であるため、点検を実施する。

農道橋については、生活道路の一部として利用されているため、点検後、橋りょう保全計画等を作成し、今後多大な費用が見込まれる修繕・架替え等に対応していく。

(ウ) 国・県道

熊本天草幹線道路は、熊本都市圏と天草地域との交流、連携の強化を目的に平成3年度から事業推進が図られている。このような中、平成7年に「松島道路」として松島町合津から今泉までの区間の約3キロメートルが整備区間の指定がなされ、平成14年に松島有料道路が最初に通し、平成9年には「有明松島道路」として松島町今泉から有明町上津浦までの区間の約10キロメートルが整備区間に指定され、平成19年に供用を開始し、また、平成30年5月には、天城橋を含む三角大矢野道路が開通し、交通渋滞の緩和に大きな効果を上げている。

このことを踏まえ、今後は大矢野区間の2期計画の事業化に向け、期成会を通じて継続して要望していく。

国道については天草管内道路整備基本方針に基づき、随時整備促進が図られているところであるが、当市にとっての生命線である国道266号は現在施行中の望薩峠工区の早期完成を要望していく。

イ 農道

一定要件農道については、国県市道等同様の長中期的な維持管理計画を作成し、維持管理の適正化を図る。

また、一定要件農道外については、農業機械の大型化等に対応できるよう、農業者に対し、農道整備等に要する経費の一部を補助する単独耕地事業の活用を促進し、農道の拡幅・舗装等を実施する。

ウ 林道

林道について、林道の役目を果たすため、適正な維持管理として草刈りによる見通しの確保やパトロールによる危険箇所（落石、法面崩壊等）の把握、排水施設（側溝や集水枡）の土砂の排除、ガードレール、カーブミラー等の安全施設の点検・補修、老朽化による舗装の補修等を実施する。

また、森林組合等と連携して、担い手の確保・育成に努める。

エ 電気通信施設等情報化のための施設

（ア）防災行政用無線施設

防災行政用無線施設について、アナログ回線を使用している大矢野地区及び龍ヶ岳地区において、市民の安心・安全な暮らしを守るため、デジタル回線への移行のための改修を行う。

また、災害発生に備えて、日頃から防災行政用無線施設を利用した防災に係る啓発活動を行い、市民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、地域の防災力の向上を図る。

（イ）その他の情報化のための施設

光ファイバ網による地域公共ネットワークを活用し、市民が行政、防災、観光、教育等あらゆる情報をいつでもどこでも入手できるように環境整備を図る。

市内における超高速ブロードバンド環境の整備については、サービス未提供地域が残っていることから、国や県の施策を活用しつつ、電気通信事業者と協力しながらF T T H網等を順次整備し、市民が超高速ブロードバンド環境におけるI C T利活用ができる環境の拡大を図っていく。

また、スマートフォン等、無線L A Nの利用可能な端末が急速に普及していることから、災害時や観光客などへの情報発信の通信手段として、インターネットにアクセスしやすく、効果的に情報を受発信できる公衆無線L A N等の利用環境を整備していく。

上記の整備により、市民において高度なI C Tの利活用が可能となることから、メディアの特性を十分に理解し、活用する能力（メディアリテラシー）の向上が一層求められるため、関係機関と協力しながら、I

CT機器やインターネット等を便利かつ安全に利活用することを目的として、市民向けメディアリテラシー講習会等を開催していく。

オ 交通の確保

陸上交通について、路線バスの運行については、上天草市生活交通ネットワーク計画に基づき、利便性の向上及び利用促進のため、行政、市民、運行事業者等が一体となって取り組み、利用状況等に応じて運行形態の見直しを行う。デマンド型乗合タクシーについては、運行における効率性かつ経済性に鑑み、便数、運行時刻、乗降方法等について総合的に検討を行う。

海上交通について、離島航路は島民にとって生活及び経済活動における生命線であることから、安定的な移動手段の確保のため、今後も運航事業者に対する支援を継続する。

また、運航事業者の経営改善に向けて、運航事業者と協議・調整をしながら、離島航路の確保に努めていく。

空路交通について、航空機の経年化により新規に航空機を更新する必要があったため、平成27年度に天草地域2市1町（天草市・当市・苓北町）が運航事業者に対し支援を行い、空路を維持したところである。天草空港の利用促進に当たり、航空機の修繕等に対し支援を行い、空路の維持に努めるとともに、天草空港利用促進協議会等を中心として宣伝活動を行い、利用者の増加を図る。

カ 地域間交流

都市部との交流を促進するために、移住相談会への参加やホームページ等を活用し、移住定住に関する情報を積極的に発信するとともに、移住体験施設や空き家バンク制度の創設による受入体制の整備を図る。

また、移住希望者や移住者に対するきめ細やかな支援体制を構築し、地域間交流を契機とした当市の人口増加に結び付ける。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通 通信体制 の整備、 情報化及 び地域間 交流の促 進	(1) 市町村道			
	道路	江樋戸線改良工事 L = 1 2 0 m	上天草市	
		環状西 2 号線改良工事 L = 1 0 0 m	上天草市	
		須の上線改良工事 L = 1 1 0 m	上天草市	
		東釜 1 号線改良工事 L = 1 6 0 m	上天草市	
		大潟 4 号線改良工事 L = 1 0 0 m	上天草市	
		古野賤の女線改良工事 L = 1 0 0 m	上天草市	
		脇浦龍ヶ岳線改良工事 L = 7 0 m	上天草市	
		中月線改良工事 L = 5 0 0 m	上天草市	
		満越江後線改良工事 L = 2 0 0	上天草市	
		蔵々下山線改良工事 L = 9 0 0 m	上天草市	
		野米新地越線改良工事 L = 1 2 0 m	上天草市	
		瀬高江後線改良工事 L = 1, 0 0 0 m	上天草市	
		市道維持・舗装工事	上天草市	
		惣平石広崎線改良工事 L = 5 3 m	上天草市	
		高戸樋島線改良工事 L = 5 5 0 m	上天草市	
		馬建青年の家 1 号線改良工事 L = 2, 1 0 0 m	上天草市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通 通信体制 の整備、 情報化及 び地域間 交流の促 進	(1) 市町村道			
	道路	浦山西目線改良工事 L = 1, 100 m	上天草市	
		環状北線改良工事 L = 3, 900 m	上天草市	
		合津東線改良工事 L = 1, 100 m	上天草市	
		辺戸串元釜線改良工事 L = 1, 000 m	上天草市	
		坊主島下桶川線改良工事 L = 2, 100 m	上天草市	
		大鷲の浦1号線道路改良工事 L = 500 m	上天草市	
		寺尾大手原線道路改良工事 L = 200 m	上天草市	
		船江白涛線道路改良工事 L = 500 m	上天草市	
		永浦樋合線道路改良工事 L = 200 m	上天草市	
		脇浦龍ヶ岳線道路改良工事 L = 200 m	上天草市	
		市道防災工事	上天草市	
		市道トンネル補修工事	上天草市	
		中の丸串線改良工事 L = 50 m	上天草市	
		寄船2号線改良工事 L = 90 m	上天草市	
		阿村横道古羽根線改良工事 L = 100 m	上天草市	
		平床線改良工事 L = 300 m	上天草市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通 通信体制 の整備、 情報化及 び地域間 交流の促 進	(1) 市町村道			
	橋りょう	橋りょう修繕補助事業（補強・補修）	上天草市	
		橋りょう維持事業（補強・補修）	上天草市	
	その他	交通安全施設整備事業 (カーブミラー・ガードレール他)	上天草市	
		県管理海岸改良事業	熊本県	負担金
		国・県道路改良事業	熊本県	負担金
		国・県道路側溝整備事業	熊本県	負担金
		県管理港湾整備事業	熊本県	負担金
	(2) 農道	上島中央地区広域農道保全対策事業	熊本県	
	(3) 電気通信 施設等情報化の ための施設			
	防災行政用無線施設	上天草市デジタル防災行政無線整備事業	上天草市	
	その他の情報化 のための施設	公衆無線LAN環境事業	上天草市	
	その他	市民向けメディアリテラシー講習会	上天草市	
	(4) 過疎地域 自立促進特別事業	移住定住促進事業	上天草市	
		道路防災総点検事業	上天草市	
		橋りょう点検事業	上天草市	
		市道トンネル点検事業	上天草市	
		路線バス運行対策事業	民間	
		離島航路維持事業	民間	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通 通信体制 の整備、 情報化及 び地域間 交流の促 進	(4) 過疎地域 自立促進特別事 業	空路交通維持事業	民間	
		乗合タクシー運行事業	民間	
		熊本天草間幹線道路整備促進期成 会事業	期成会	
		国・県道路整備期成会事業	期成会	
		市道管理事業（道路台帳整備等）	上天草市	
		地域広帯域移動無線アクセスシス テム維持事業	民間	
		農道橋梁点検長寿命化計画策定事 業	上天草市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

市道については、定期的に点検・診断等を実施し、適切な維持管理方法を検討するとともに、計画的に更新・改修等を行うことで施設の長寿命化を図る。

市道橋についても、市道と同様、定期的に点検・診断等を実施し、計画的に更新・改修等を行うことで施設の長寿命化を図る。一方、農道橋については、個別計画を作成し、この計画に基づき実施する。耐震補強については、早急に対応する必要があった一部橋りょうのみ完了していることから、未補強の橋りょうについては、長寿命化計画を策定し、適切な更新時期に実施する。

農道については、市道と同様、定期的に点検・診断等を実施し、農村振興局が策定したインフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、個別計画を策定した上で、計画的に更新を行っていく。

林道については、市道と同様、定期的に点検・診断等を実施し、林野庁が策定したインフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、個別計画を策定した上で、計画的に更新を行っていく。

4 生活環境の整備

【方針】

市民が安心・安全かつ健康的に暮らすためには、空気や水などが健全な状態であることが必須であり、常に地域が清潔に保たれる生活環境を創出するため、環境汚染の監視・抑制、生活排水対策の推進、健全な水循環の確保、地下水の保全、環境美化の推進、環境と調和した生活空間の整備・確保策等を図る。

当市の平成26年度末の汚水処理人口普及率は46.7パーセントとなっており、全国平均89.5パーセント、熊本県平均84.7パーセントと比較すると、かなり低い。このため、熊本県と連携して策定する「新しくもと生活排水処理構想」に基づき、効率的な手法による未普及対策の早期概成及び持続的可能な施設運営の実現を目指し、衛生的な生活環境を確保するとともに、海や河川の水質保全を図る。

ごみ処理については、適正な分別収集を徹底するとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を促進し、循環型社会の構築を目指す。ごみ処理施設については、天草広域連合による広域処理計画を推進する。

し尿処理については、上天草衛生施設組合と連携し、既存施設の維持管理を行うとともに、運搬方法等の見直しを行い、処理の効率化を図る。

火葬場については、人口の高齢化に伴う火葬需要の増加が見込まれるため、安定した火葬業務が行えるよう、施設の維持管理に努める。

消防施設について、迅速な消火活動のため、消防団員を確保するとともに、計画的に消火活動機器等を導入・更新し、市民の安心・安全な暮らしを守る。また、緊急通報システムを導入し、緊急救急体制の強化・充実を図る。

市営住宅については、老朽化した住宅の効率的かつ円滑な更新を実現するため、点検等を実施し、適切な維持管理に努め、長寿命化を推進していく。

（１）現況と問題点

ア 水道施設

（ア）上水道

当市の上水道について、松島地区においては、教良木川及びダムから取水しており、大矢野地区、姫戸地区及び龍ヶ岳地区においては、水源

となる河川等がないことから、八代生活環境事務組合から日量3,000トン、上天草・宇城水道企業団から6,050トン取水している。

平成27年3月末現在の当市の給水人口は25,992人で、普及率は88.33パーセントである。

年間総配水量は3,125,187トン、一日平均配水量は8,562トンで、年間の有収率は76.62パーセントとなっている。（簡易水道を含む。）

水道事業は、市民生活や経済活動に欠かせない重要なライフラインであり、常に安全な水の安定供給に努めなければならない。

また、各位地区において料金に格差があるため、格差是正に取り組む必要がある。

（イ）簡易水道

当市で唯一の離島である湯島においては、水源を地下水に頼っていることから、渇水期の水量不足が懸念される。水の需要に対応するため、新たな水源の確保及び海水淡水化などの対策が必要である。

イ 下水道処理施設

（ア）公共下水道

当市の公共下水道は、松島町阿村地区及び合津地区の一部において、下水道の整備（処理面積を188ヘクタール、計画人口4,220人）を行い、公共水域の保全、生活環境の向上及び地域の衛生管理に努めているところである。

下水道処理施設について、供用開始から20年有余が経過していることから、施設の老朽化対策や改築・更新を行い、機能を維持していく必要がある。

また、更なる生活環境の向上のため、整備区域において、下水道への加入を促進する必要がある。

(イ) その他

当市では、公共下水道による処理区域以外及びコミュニティプラントによる処理区域以外の地域においては、当市は、これまで居住用住宅の合併浄化槽の設置に対し、補助金を交付することで、合併浄化槽の設置を促進し、水洗化率の向上を図っている。しかしながら、単独浄化槽やくみ取り便所の世帯をみると、高齢者世帯が多く、また、設置に要する経費が高額であることから、合併浄化槽への切替えがなかなか進まない現状がある。

また、今後も引き続き補助金の交付により、合併浄化槽の設置を促進するとともに、コミュニティプラント施設の老朽化に伴う対策が必要である。

ウ 廃棄物処理施設

(ア) ごみ処理施設

ごみ処理事業は、収集運搬を市の委託業者（家庭系一般廃棄物）及び許可業者（事業系一般廃棄物及び臨時に出る多量の家庭ごみの収集運搬）で行い、中間処理を天草広域連合及び許可業者、最終処分を天草広域連合で行っている。

人口の減少に伴い、市内から排出される一般廃棄物の量は微減傾向にあるが、一人当たりの排出量は増加傾向にある。持続可能な循環型社会の構築を図り、ごみ処理に係る事業費を削減するためにも引き続きごみ減量化・資源化を推進する必要がある。

また、ごみ処理施設は、老朽化に伴い、新たな施設の整備計画が進められている。新たな施設の整備については、天草広域連合及び天草市と密に協議・調整を行いながら、事業を進めていく必要がある。

(イ) し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥については、処理施設を運営する上天草衛生施設組合が処理を行っている。

処理施設は、隣市の有明町にあり、地区ごとに決められた収集運搬業者が、収集運搬・搬入を行っている。し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、

し尿は減少しているものの、浄化槽の普及に伴い汚泥量は増加傾向にある。

し尿処理施設について、老朽化が著しい龍ヶ岳地区及び湯島にある中間貯留槽については、定期的な清掃及びメンテナンスを行い、可能な限り長く使用していく。

また、湯島においては、フェリー事業者の撤退により運搬に支障を来していることから、運搬方法を見直す必要がある。

エ 火葬場

当市の火葬場は、昭和５８年４月に旧大矢野町と旧松島町の共立斎場として建立され、平成６年３月に３号炉を増設し、市町村合併後、収骨室の増築や待合室内などの改修、火葬機器の取換えなどを行っているが、経年劣化により施設の老朽化が進行している。このため、平成２４年３月に上天草市立斎場長期基本計画を策定し、計画に基づき改修等を行い、施設の長寿命化を図る必要がある。

オ 消防施設

当市における消防及び救急体制については、天草広域連合消防本部中央消防署大矢野分署（署員２０名）・松島分署（１０名）・東天草分署（１２名）の３分署で全署員４２名が配置され、消防自動車３台、高規格救急車３台、救急車１台が配備されている。

非常備消防は、現在、２０分団の１，０１４人となっている。消防活動に当たっては、常備消防と非常備消防が連携して取り組んでいる。積載車について、当市においてはポンプ車３台、小型ポンプ付積載車５７台、資材車１台を配備している。

消防水利は、防火水槽が３０５基、消火栓が７０１基整備され、施設は年々充実しているが、その充足率は地域によってばらつきがある。また、消防施設の老朽化が著しく進行しており、機能を維持するため、計画的な修繕等が必要である。

加えて、若者の市外への流出が起因し、非常備消防団の担い手が不足しており、高齢化が進行している。

救急医療体制について、天草広域連合及び医療機関と連携して、体制の強化・充実を図る必要がある。

カ 公営住宅

当市は、現在２８３戸の市営住宅を管理し、低額所得者の居住の確保に努めている。多くの市営住宅は、昭和４０年代に建設されており、老朽化に伴う建物の劣化等が著しい。

このため、施設の劣化状況、耐震性等を踏まえ、改修等を行う上での効率性及び経済性を考慮しながら、施設の長寿命化を目指した計画的な改修・修繕等を行う必要がある。

また、高齢の入居者が多いことから、バリアフリー化に配慮し、高齢者や障がい者が安心かつ快適に生活できる住環境の整備が求められる。

(２) その対策

ア 水道施設

(ア) 上水道

水は、市民生活や経済活動に欠かせない資源であり、水の安定供給に努める必要がある。

このため、長期的な視点に立ち、既設水源の適正な管理及び節水の促進に努めるとともに、施設の更新等を行い漏水防止に努めることで有収率を高め、料金収入を向上させ、水の安定供給を図る。また、地震などの災害発生に対応できるよう、水の供給体制を整備する。

また、水道料金の格差については、市民の理解を得ながら、是正を取り組む。

(イ) 簡易水道

渇水期の水量の確保のため、新たな水源の確保及び海水淡水化などの対策について、検討を行う。

また、給水者に節水を喚起し、可能な限り水の安定供給を図る。

イ 下水道処理施設

(ア) 公共下水道

当市では、熊本県の「新しくもと生活排水処理構想」に基づき、効率的かつ経済的に汚水処理施設の整備・運営管理を実施していくための汚水処理施設整備構想を策定することとしている。

当市は、この汚水処理施設整備構想に基づき、経営状況及び既存施設の改築費用等を踏まえ、効率的な手法を模索しながら、施設の更新・改修等を行うとともに、持続的可能な経営管理を行っていく。

併せて、下水道への加入促進を図り、生活環境の向上を図る。

(イ) その他

当市は、汚水処理施設整備構想に基づき、汚水処理施設の未整備区域についても、効率的な手法による未普及対策の早期整備を行いながら、社会情勢又は地域の状況の変化等に応じて、適宜、構想の見直しを行うとともに、その対策を講ずる。

また、単独浄化槽やくみ取り便所の合併浄化槽への切替えについて、市広報紙等により周知に努め、引き続き補助金の交付による合併浄化槽の設置を促進する。コミュニティプラント施設については、適正な維持管理・補修等を行い、施設の延命化を図る。

加えて、地域の貴重な財産である美しい河川・海の環境を守るため、環境教育を通じて市民の環境に対する理解を深め、環境意識の高揚を図る。

ウ 廃棄物処理施設

(ア) ごみ処理施設

ごみの減量化及び資源化を推進するため、生ごみ処理機器に対する購入費の補助、堆肥化の推進、レジ袋の無料配布中止等の取組を推進するとともに、市内全域で実施している分別収集への市民の理解と協力を促進する。

また、新たな処理施設の整備については、効率的なごみ処理を可能とする施設整備を目指し、天草広域連合及び天草市と密に協議・調整を行う。

(イ) し尿処理施設

し尿処理施設について、老朽化が進行している施設については、定期的な清掃やメンテナンスを行い、必要に応じ補修を行う。

湯島におけるし尿運搬については、フェリー事業者の撤退などにより運搬に支障を来しているため、運搬方法を見直し、適正にし尿の処理を行う。

エ 火葬場

当市の火葬場は、建設後30年有余が経過し、老朽化が著しいことに加え、火葬機器の型式が旧型であるため、他の火葬場の火葬機器と比較すると効率性及び経済性が劣っている。このため、火葬機器の更新等を行い、効率性及び経済性のある操業を図り、施設の長寿命化を目指す。

オ 消防施設

当市では、消防施設として防火水槽が305基、消火栓が701基整備されているが、家屋がまばらに点在した地域があることから、消防施設の充足率は地域ごとにばらつきがある。このため、平成32年度において充足率80パーセントを目指し、整備計画を立て、順次整備を行っていく。特に、整備に当たっては、施設に塩害対策を講ずる必要がある。

非常備消防団の拠点施設については、非常備消防団員の機動力の向上を図るため、詰所を整備する。

救急医療体制について、天草広域連合と連携して、高規格救急車の配備及び救命士の育成を行うとともに、医療機関と連携して体制の強化・充実を図る。また、高齢化が進行する中、災害弱者を救済する目的で整備する緊急通報システムを導入し、市民の安心・安全な暮らしを守る。

カ 公営住宅

当市は、市営住宅の老朽化対策が急務であるため、国の公営住宅ストック総合改善事業等を活用し、計画的に予防・保全的な修繕、耐震・耐久性の向上ための改修等を推進する。

また、バリアフリー化を推進し、市営住宅の質の向上に努める。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活 環境の整 備	(1) 下水処理 施設			
	公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	上天草市	
	その他	コミュニティプラント維持管理事業	上天草市	
	(2) 火葬場	斎場維持管理事業	上天草市	
	(3) 消防施設	消防施設整備事業	上天草市	
	(4) 公営住宅	公営住宅等ストック総合改善事業	上天草市	
	(5) その他	天草広域連合消防運営管理費	広域連合	負担金
		天草広域連合衛生運営管理費	広域連合	負担金
		上天草衛生施設組合運営管理費	一部事務 組合	負担金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

水道施設について、施設の利用状況及び維持管理コストに鑑み、規模の見直しや管理・運営の合理化に取り組む。また、施設の長寿命化計画を策定し、計画的に更新・改修等を行うことにより、整備に要する経費負担の平準化を図る。

下水道施設について、特定環境保全公共下水道事業及び污水处理施設整備構想に基づく整備を進めていくとともに、計画的に更新・改修等を行い、整備に要する経費負担の平準化を図る。また、経営改善のため、下水道への加入を促進するとともに、施設の適切な維持管理により有収率の向上を図る。

ごみ処理施設について、天草広域連合及び天草市と密に協議・調整を行い、計画的な更新・改修等を行い、施設の長寿命化を図る。

し尿処理施設について、上天草衛生施設組合及び天草市と密に協議・調整を行い、計画的な更新・改修等を行い、施設の長寿命化を図る。また、中間貯留槽については、こまめにメンテナンスを行い、可能な限り永続させる。

火葬場について、計画的な更新・改修等を行い、施設の長寿命化を図る。また、効率的かつ経済的な管理・運営を行うため、アウトソーシング等の導入の検討を行う。

消防施設について、地域ごとの充足率のばらつきを解消するため、整備計画に基づき整備を進めていく。また、定期的に点検・診断等を実施し、適正な維持管理を行っていく。

公営住宅について、市営住宅の長寿命化計画に基づき、施設の破損・劣化、耐震性等に鑑み、効率的かつ経済的な手法を模索して更新・改修等を行っていく。また、住宅使用料の適正に賦課・徴収を行い、適切な経営管理に努める。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

【方針】

高齢者福祉について、当市においては、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、生活支援を中心とした福祉サービスを充実させることが重要である。

地域福祉について、高齢者は、地域において安心して生活できるよう支援を受ける側となるばかりでなく、地域とのつながりを持ち、「地域社会を支える担い手」として社会参加していくことが肝要である。「団塊の世代」をはじめ、地域で社会参加に意欲的な高齢者の知識・技術・経験を積極的に生かすことができるよう、活動の場や機会の確保が必要である。

児童、母子父子福祉について、安心して子どもを産み、育てるための保育施設、子育て支援センター等が連携し、保育サービス、相談支援等を充実させ、ふれあいのある子育て環境づくりを推進する。

障がい福祉について、障がい者が安心して暮らせる福祉環境を維持し、自立した生活が送れるよう、就労や社会参加の機会が広がる施策を推進する。併せて、地域で高齢者や障がい者の見守りや災害時の支援等、福祉から防災に至るまで地域の安心・安全な暮らしを支えるネットワークづくりを推進する。

健康増進について、全てのライフステージにおいて、生活習慣の関心と理解を深め、生涯にわたって健康づくりを推進するため、食、生活習慣の改善を促すとともに、健康診断の充実を図る。

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉施設

老人福祉センター

当市は、老人福祉センター数を4施設有しており、施設の運営管理は社会福祉協議会が行っている。

いずれの老人福祉センターにおいても、老朽化に伴い、施設の改修等による維持管理費が増加していることから、施設の配置など、地域間のバランスを考慮しながら、施設の建替えを検討する必要がある。

イ 児童福祉施設

近年、少子化が進む中、当市においても児童数は大幅に減少しているものの、未満児等の入所は増加傾向にあることから、入所者の減少は小幅に止まっている。

当市において、認可保育所は公立が３施設、私立が１２施設、認定こども園が１施設あり、保育サービスは充足していることから、今後も引き続き保育サービスの質と量を確保していく必要がある。また、少子化や核家族の進行、地域とのつながりの希薄化等により、家庭における子育て力が低下していることや、育児不安やストレスから児童への虐待につながるケースが懸念されることから、子育て世帯への支援は重要である。

私立保育所及び私立認定子ども園については、１３施設中７施設が昭和４０年代後半から５０年代に建設されており、老朽化が著しい施設については、修繕・改築等が必要な時期となっている。

また、私立保育所及び私立認定子ども園が運営する放課後児童クラブについては、園舎に併設された施設で実施されており、同様に老朽化が課題となっている。

ウ その他

高齢者福祉について、当市においては、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、また、寝たきりや認知症の高齢者も増加傾向にあることから、介護給付費の増加が見込まれる。このため、介護給付費の縮減に当たり、介護予防、地域ケア、介護サービスの質の向上を図る必要がある。

地域福祉について、高齢者が地域の社会活動に積極的に参加できるような環境を整備する必要がある。

児童、母子父子福祉について、当市のひとり親家庭は年々増加しており、平成２７年４月１日現在、母子世帯３１０世帯・父子世帯３０世帯で、今後も増加が見込まれる。近年、家庭環境の多様化に伴い相談内容が複雑化し、家族の養育能力の再生・強化を目指した家庭への支援が必要となっている。

障がい者福祉について、障がい児・者は、平成２７年３月末現在で２，６３７人（身体障害者手帳所持者２，０２８人、療育手帳所持者３６６人、精神保健福祉手帳所持者２４３人）で、その数は横ばいである。当市では、障がい者本人及び家族の経済的・精神的等な負担軽減を図り、自立と社会参加に向けて就業機会を創出する取組が求められている。

また、地域福祉の担い手として民生委員・児童委員及び社会福祉協議会は、地域社会における助け合いの中心的役割を担っており、特に社会福祉協議会においては、ボランティアリーダーの育成、小地域ネットワークの設立等、地域福祉の推進役として重要な役割を担っている。

健康増進について、第２期の健康づくり推進計画に基づき、乳幼児から老年期のライフステージにおける健康に関する課題を解決するなど、市民がいつも健康で、生涯にわたり安心して暮らせるよう保健サービスを提供する必要がある。

（２）その対策

ア 高齢者福祉施設

老人福祉センター

当市は、老人福祉センターについて、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの拠点として機能を維持することで、老人福祉の中核施設として活用を図っていく。

イ 児童福祉施設

平成２７年３月に策定した「上天草市子ども・子育て支援事業計画（平成２７年度～３１年度）」に基づき、保育サービスの質と量を確保し、質の高い取組を推進するとともに、仕事と生活のバランスがとれた子育て世代の働きやすい環境、子どもと子育て家庭が安心・安全に生活できる環境を整える。

公立保育所においては、児童の安心・安全な保育環境を整えるために、計画的な新設及び改築、改修等施設の維持管理を図っていく。

また、私立保育所、私立認定こども園及び放課後児童クラブについては、幼児教育・保育の充実及び放課後の児童の居場所を継続して確保していくため、緊急性、必要性及び地域のバランスを考慮しながら、国・県の各種補助事業を活用し、計画的な新設及び改築、改修等施設の維持管理に対する補助を行っていく。

ウ その他

高齢者福祉について、日常生活圏域ニーズ調査の実施や、高齢者が在宅や地域での生活をするために必要な生活支援サービスについて、地域の特性に応じたサービスを提供できる体制を検討する。

地域福祉について、人材マップを作成し、高齢者の積極的な社会参加を促進する。地域の元気な高齢者が高齢者を見守り、支え合うまちづくりの支援を行うとともに、若年層のまちづくりへの参画を推進する。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動への積極的な支援活動を実施するとともに、関係機関と連携して課題解決を図る。

各行政区等で小地域ネットワークを構築し、高齢者等の見守りや災害時の要援護者支援等、福祉から防災、防犯まで地域の安心・安全な暮らしを支える環境づくりの支援を行う。

児童、母子父子福祉について、婦人相談員（母子父子自立支援員兼任）及び家庭児童相談員を配置し、関係機関と連携を図りながら、家庭における適正な児童養育やひとり親家庭への相談、支援を行う。

障がい者福祉について、平成27年3月に策定した「上天草市障がい福祉計画（第4期障がい福祉計画平成27年度～平成29年度）」に基づき、障がい児・者に対する障害福祉サービスを提供し、障がい者が地域社会の中で安心して日常生活を送ることができ、社会参加や就業により自立した生活ができるよう支援を行う。

健康増進について、市民の健康づくりのため、市保健センターを拠点とし、心身の基礎づくり支援としての母子保健事業、生き生きとして質の高い日常生活を目指す成人保健事業及び市民が生活習慣の関心と理解を深め生涯にわたって健康増進に努めることができるよう支援する健康増進事業を推進し、全てのライフステージにおいて、健康保持・増進につなげていく。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者の保健 及び福祉 の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所等	保育所及び認定こども園整備事業	上天草市	
	(2) 交流センター	交流センター改修事業	上天草市	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	母子保健事業	上天草市	
		歯科保健事業	上天草市	
		健康教育事業	上天草市	
		健康診査事業	上天草市	
		予防接種事業	上天草市	
		社会福祉施設管理事業	上天草市	
		敬老行事事業	上天草市	
		緊急通報システム事業	上天草市	
		住宅改造事業	上天草市	
		老人クラブ活動等事業	上天草市	
		高齢者等の生活支援事業	上天草市	
		延長保育事業	上天草市	
		障害児保育事業	上天草市	
		病児・病後児保育事業	上天草市	
		広域利用施設型給付事業	上天草市	
		私立保育園施設型給付事業	上天草市	
		地域子育て支援拠点事業	上天草市	
		こども未来館運営管理事業	上天草市	
		子育て短期支援事業	上天草市	
		地域活動保育事業	上天草市	
		放課後児童健全育成事業	上天草市	
		ファミリー・サポートセンター事業	上天草市	
		児童手当支給事業	上天草市	
		子ども医療費助成事業	上天草市	
		児童扶養手当支給事業	上天草市	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	上天草市	
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	上天草市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 過疎地域自立促進特別事業	母子家庭自立支援給付金事業	上天草市	
		家庭児童相談員事業	上天草市	
		婦人相談員事業	上天草市	
		障害福祉事業	上天草市	
		身体障がい者補装具交付事業	上天草市	
		自立支援医療（更生医療・育成医療）給付事業	上天草市	
		住宅改造助成事業（障害者）	上天草市	
		重度心身障害者医療費助成事業	上天草市	
		福祉手当支給事業	上天草市	
		障害者自立支援事業	上天草市	
		障害者地域生活支援事業	上天草市	
		自殺対策事業	上天草市	
		民生委員・児童委員活動助成事業	上天草市	
		社会福祉協議会助成事業	上天草市	
		災害助成事業	上天草市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高齢者福祉施設について、4施設を有しているが、いずれの施設においても、老朽化が著しく進行している。このため、施設の点検・診断等を実施し、個別に維持管理等の計画を策定する。

なお、この維持管理等の計画については、施設の配置など、地域間のバランスを考慮し、施設の更新・改修等、統廃合、既存施設の活用についても視野に入れ、検討を行い、策定する。

児童福祉施設については、5施設を有しており、そのうち教良木保育所は平成29年度までに改修を行う予定である。その他の施設については、定期的に点検・診断等を実施し、個別に維持管理等の計画を策定し、計画的に更新・改修等を行うことで、施設の長寿命化を図る。

市保健センターについて、平成25年度年に新設しており、今後は日常の清掃活動や施設及び各設備の劣化等の早期発見・早期対応に努め、適切な維持管理を行っていく。

6 医療の確保

【方針】

医療について、医師確保に努めるとともに、施設整備を計画的に実施し、医療機能の強化・充実を図り、へき地診療所への代診医派遣等を行い、地域医療の確保に努める。

（１）現況と問題点

診療施設

（ア）病院

当市には、診療施設のうち、病院は市立の上天草総合病院が１施設開設されており、昭和３９年の開設以来、当該病院は、天草上島地域の基幹病院として機能し、二次救急医療施設、災害拠点病院、へき地医療拠点病院等の施設認定を受け、MRI、CT、アンギオ装置を有し、高度先進医療を実施している総合病院である。

また、看護専門学校（定員１学年４０名：３学年）、健康管理センター、訪問看護ステーション、介護老人保健施設（入所定員５０名）、在宅介護支援センター、居宅介護支援センターがあり、医療、保健、福祉、介護等在宅でのケアを含めた、地域密着型の地域包括医療を行っている。平成３年には現在の上天草総合病院として新築移転したが、経営的には診療報酬改定と医師不足による収入の減少及び建設費の元利償還金の負担で非常に厳しい状況となっていたが、平成１９年度から医師不足の解消、平成１９、２０年度に元金の借換えを実施し、経営的にも順調に推移しているところである。

今後においても、二次救急医療施設及びへき地医療拠点病院として近隣市町を含めた天草上島地域住民への医療の確保を行っていくためには、計画的に医療機器を整備し、医療機能の強化・充実を図る必要がある。

(イ) 診療所

湯島及び教良木地区には、市立の診療所が開設されてから数十年間地域の医療に貢献してきている。

その間、医師の確保には困難を極めた時期もあったが、現在は県の医師派遣制度並びに市立の総合病院等の恩恵を受け、医師の確保をしている。

また、無歯科医地区に準ずる湯島地区に平成14年3月から市内歯科医師会の理解のもとに、離島湯島での歯科診療が可能となり、継続的に歯科診療が行われている。今後も歯科診療を継続するため、機器等の整備を行う必要がある。当該地区は他の地区に比べ高齢化が顕著であることから、その意義は今後更に増すものと思われる。

また、施設・設備についても地域の医療に貢献する必要性があることから、厳しい財政状況の中にあっても年次的に計画して整備を図っていく必要がある。

病診連携は、天草地域医療センター及び済生会みすみ病院との間で一定の連携が整えられてきている。今後更に拡充・強化を図ることにより、迅速かつ適正な医療体制の確立が望まれる。

(2) その対策

診療施設

(ア) 病院

市立の上天草総合病院は、診療機能を維持し二次救急医療機関として耐用年数を経過した医療機器等を計画的に更新し、地域における住民健診や病診連携を図りながら医療、保健、福祉、介護をより充実し公立病院としての責任を果たしていく。

(イ) 診療所

教良木診療所は、へき地ではあるが、当市における医療水準との均衡が図れるように医療機器等の整備拡充に努める。

また、熊本県の医師派遣制度も永久的なものではないので、医師派遣制度以外の医師の確保策も今後は検討していく。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療 の確保	診療施設			
	病院	上天草総合病院医療機器整備事業	上天草市	
		上天草総合病院施設整備事業	上天草市	
	診療所	へき地診療所設備整備事業	上天草市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

診療施設について、病院について、当市において、総合病院は市立病院しかない。この市立病院は、築２４年が経過しており、老朽化に伴い、平成２５年には空調換気設備等の大規模な改修を行っている。今後は、定期的な点検・診断等を行い、計画的に更新・改修等を行い、整備に要する経費負担の平準化を図る。また、適正な診療費の請求・徴収を行い、適切な経営管理に努める。

診療所について、当市にあるへき地診療所（湯島診療所及び教良木診療所）は、地域住民にとって必要不可欠な施設であることから、施設の存続のため、随時修繕等を行っていく。

7 教育の振興

【方針】

学校教育においては、豊かな心、確かな学力及び健やかな体を持ち、地元を愛する児童生徒の育成を目指している。しかしながら、過疎化・少子化の影響を受け、教育環境は厳しさを増している。そのため、学校規模の適正化を進め、それに伴う校舎の整備とともに、老朽化した学校施設の改修等、教育環境の整備を図る必要がある。

また、都市部と変わらぬ教育環境を確保するため、ICTの活用を促進していく必要がある。

社会教育においては、それぞれの地域の現状に合わせて、住民が主体的に考え、地域の課題を認識し、協働し解決していくことを促す仕組みを構築することが必要不可欠である。そのため、学校・家庭・地域が連携し一体となって子どもたちを育んでいく取組を支援し、社会全体の教育力向上を図り、社会教育の充実につなげる必要がある。

また、地域住民の主体的な学習活動への支援、指導者の養成と活用を通じて、生涯学習の振興を図る。

社会教育及び社会体育施設については、そのほとんどで老朽化が進んでいる状況にあるため、緊急性や利用状況等を考慮した優先順位を付け、維持補修等を行う必要がある。特に、図書館や公民館施設については、地域の実情に応じ、議会や住民等の意見を拝聴しつつ、利用状況等を踏まえ、施設改修や新築整備等を行っていく必要がある。

(1) 現況と問題点

ア 学校教育関連施設

(ア) 校舎

小中学校の児童生徒数は1,978人（小学生1,244人、中学生734人）であるが、毎年100人程度の児童生徒が減少しており、この課題に対応するため、公立学校規模適正化基本計画を策定し、学校の統廃合を進めている。また、この計画は平成27年度までであるため、新たな計画の策定を検討している。

小中学校の校舎は、昭和40年代から昭和60年代に建てられた施設が多く、老朽化が進んでおり、天井や床、壁等の傷みが激しく修繕等が頻繁に発生している。

また、学校環境を取り巻く問題として、教室内の温度上昇による授業への影響及びトイレ洋式化の低整備率が問題視されており、学校環境の改善を図る必要がある。

情報教育環境として、各小中学校にパソコンを設置し、インターネット等を利用した学習ができるよう環境を整えている。また、教職員にパソコンを貸与し、事務の効率化を図っている。

(イ) 屋内運動場

当市において、小中学校の屋内運動場は17施設あり、それらの施設は昭和40年代から昭和50年代に建設された物が多く、経年劣化が著しい。

このことから、建物に雨漏りや床の傷みが激しい箇所があるため、施設の改修等を行う必要がある。

また、構造体の耐震化及び吊り天井の落下防止対策は完了している状況であるが、吊り天井以外の非構造部材の耐震化は完了しておらず、その対策を図る必要がある。

(ウ) 水泳プール

当市において、小中学校の水泳プールは11施設あり、それらの施設は昭和50年代から昭和60年代に建設された物が多く、経年劣化が著しい。

このことから、漏水により施設の貯水機能が低下しており、補給水を大量に必要とし、経済的な損失が生じている。このため、施設の改修等を行う必要がある。

(エ) 教職員住宅

当市は現在、69棟の住宅を管理しているが、学校統廃合による教職員数の減少と、施設の老朽化により入居者が減少している。

このことから、各住宅施設の利用状況や改修規模に鑑み、対策を講ずる必要がある。

（オ）給食施設

当市では、学校規模の適正化に伴い、給食施設の様態も変化している。

給食施設について、昭和40年代から昭和60年代に建設された施設が多く、給食機器の長年の利用により、不具合が発生し、修繕等が増加している。

イ 集会施設、体育施設等

（ア）体育施設

大矢野総合スポーツ公園と松島総合運動公園の管理運営に当たっては、指定管理者制度を導入し、民間のアイデアや活力を得ながら、経費の削減とともに、市民が安心・安全で楽しく利用できるように管理運営を図ってきた。この指定管理制度の導入により、施設の適正な維持管理はもとより、自主事業・教室等の開催により、施設が有効に利用され、地域の活性化が図られている。

当市の社会体育施設は、供用が開始されて20年以上経過した施設が多く、老朽化により性能・機能が低下し、また、物理的に劣化していることから、安全・信頼性が保たれず、一般利用に対応できない施設が多く存在している。

また、スポーツ以外の多様化するニーズへの対応も望まれている。

（イ）図書館

当市には、4つの町ごとに図書館を設置しており、それぞれの施設に図書館司書を配備している。そのうち、3施設は施設の老朽化が進行しており、また、バリアフリー化されていないため、利用者の安心かつ快適な利用に支障を来している。

(2) その対策

ア 学校教育関連施設

(ア) 校舎

当市においては、学校の小規模校化が進んでいるが、複式学級の解消と一定の学校規模を確保するため、保護者・地域の理解を得て、規模適正化を進め、併せて校舎の整備を行っていく。

校舎の老朽化対策については、上天草市公共施設等総合管理計画に沿って個別施設ごとに長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、この計画に基づき年次整備を実施していく。

学校環境については、熱中症の予防や授業に集中できる安全で快適な学校環境を整備し、児童生徒の健康維持及び学力向上を図るため、空調設備の設置並びにトイレの洋式化を推進していく。

情報教育課題としては、最新のＩＣＴ機器の導入を行うため、各学校へ無線化を含めた校内ＬＡＮの整備を行っていく。また、各学校から要望がある電子黒板の各学校各フロアへの設置、タブレットの導入などを検討し、情報教育をより一層推進していく。

(イ) 屋内運動場

屋内運動場の老朽化対策については、校舎同様、個別施設ごとに長寿命化計画を策定し、この計画に基づき年次整備を実施していく。

非構造部材の耐震化については、児童生徒の安心安全の確保及び災害時に避難所となることを踏まえると、極めて重要な課題であり、早期耐震化を実施する。

(ウ) 水泳プール

プールの老朽化対策については、校舎同様、個別施設ごとに長寿命化計画を策定し、この計画に基づき年次整備を実施していく。

(エ) 教職員住宅

教職員住宅について、利用者数の推移を基に必要戸数の見直しを行い、近年入居がない住宅及び大規模な改修が必要な住宅は計画的に取壊しを進めていく。

(オ) 給食施設

給食施設の改修については、規模適正化の進捗状況を踏まえ、適切な時期に必要な対策を講ずる。

イ 集会施設、体育施設等

(ア) 体育施設

市民の社会体育施設に対するニーズを的確に把握し、老朽化や機能低下に対して、適正な日常管理と計画的な維持改修に加え、利用者の多様なニーズに対応するための初期機能の水準を上回る改修を行いながら、指定管理者制度の導入による、効率的かつ安全・信頼性のある管理運営を継続して行う。

社会体育施設の有効利用を促進するために、今後も合宿や各種競技会、全国大会の誘致を積極的に進める。

(イ) 図書館

市民の図書館に対するニーズを的確に把握し、老朽化や機能低下に対して、適正な日常管理と計画的な維持改修に加え、利用者の多様なニーズに対応するため改修を行い、効率的かつ安全・信頼性のある管理運営を継続して行う。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育 の振興	(1) 学校教育 関連施設			
	校舎	維和小学校校舎改修事業	上天草市	
		中南小学校校舎改修事業	上天草市	
		湯島小学校校舎改修事業	上天草市	
		阿村小学校校舎改修事業	上天草市	
		今津小学校校舎改修事業	上天草市	
		教良木小学校校舎改修事業	上天草市	
		姫戸小学校校舎改修事業	上天草市	
		上小学校校舎改築事業	上天草市	
		大矢野地区統合小学校校舎新築事業	上天草市	
		大矢野中学校校舎大規模改造事業	上天草市	
		大矢野中学校水道改修事業	上天草市	
		大矢野中学校特別教室棟改築事業	上天草市	
		松島中学校校舎改修事業	上天草市	
		姫戸中学校校舎改修事業	上天草市	
		龍ヶ岳中学校校舎改修事業	上天草市	
		今津小学校耐力度調査事業	上天草市	
		大矢野中学校耐力度調査事業	上天草市	
		龍ヶ岳中学校耐力度調査事業	上天草市	
		上天草市小中学校長寿命化計画策定事業	上天草市	
		中南小学校特別教室棟新築事業	上天草市	
		大矢野中学校校舎改修事業	上天草市	
		維和中学校校舎改修事業	上天草市	
		湯島中学校校舎改修事業	上天草市	
		登立小学校校舎改修事業	上天草市	
		上小学校校舎改修事業	上天草市	
		中北小学校校舎改修事業	上天草市	
	屋内運動場	登立小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
		維和小学校屋内運動場改修事業	上天草市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育 の振興	(1) 学校教 育関連施設 屋内運動場			
		上小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
		中南小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
		阿村小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
		今津小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
		教良木小学校屋内運動場校改修事業	上天草市	
		姫戸小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
		龍ヶ岳小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
		大矢野地区統合小学校屋内運動場新築 事業	上天草市	
		湯島小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
		中北小学校屋内運動場改修事業	上天草市	
		松島中学校屋内運動場改修事業	上天草市	
		姫戸中学校屋内運動場改修事業	上天草市	
		龍ヶ岳中学校屋内運動場改修事業	上天草市	
		大矢野中学校屋内運動場改修事業	上天草市	
		阿村中学校屋内運動場改修事業	上天草市	
		維和中学校屋内運動場改修事業	上天草市	
	水泳プール	維和小学校水泳プール改修事業	上天草市	
		上小学校プール改修事業	上天草市	
		中北小学校水泳プール改修事業	上天草市	
		中南小学校水泳プール改修事業	上天草市	
		阿村小学校水泳プール改修事業	上天草市	
		今津小学校水泳プール改修事業	上天草市	
		教良木小学校水泳プール改修事業	上天草市	
		姫戸小学校水泳プール改修事業	上天草市	
		龍ヶ岳小学校水泳プール改修事業	上天草市	
		大矢野地区統合小学校水泳プール新築 事業	上天草市	
	教職員住宅	教職員住宅解体事業	上天草市	
	給食施設	大矢野中調理場改築事業	上天草市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		
6 教育 の振興	(1) 学校教育 関連施設			
	給食施設	今津共同調理場改修事業	上天草市	
	(2) 集会施 設、体育施設 等			
	体育館	社会体育施設営繕事業	上天草市	
		大矢野総合スポーツ公園営繕事業	上天草市	
		松島総合運動公園営繕事業	上天草市	
		弓道場施設整備事業	上天草市	
		阿村体育館改修事業	上天草市	
		教良木河内山村広場体育館改修事業	上天草市	
		龍ヶ岳体育館改修事業	上天草市	
		姫戸運動公園改修事業	上天草市	
		龍ヶ岳グラウンド改修事業	上天草市	
		松島総合運動公園改修事業	上天草市	
		大矢野総合スポーツ公園改修事業	上天草市	
		教良木河内山村広場グラウンド改修事 業	上天草市	
		姫戸体育館改修事業	上天草市	
		大道体育館改修事業	上天草市	
		樋合体育館改修事業	上天草市	
	図書館	図書館整備事業	上天草市	
	(3) 過疎地 域自立促進特 別事業	I T 教育推進事業	上天草市	
		スポーツ活動事業	上天草市	
		上天草市体育協会支援事業	協会	補助金
		天草パールラインマラソン大会実施事 業	委員会	補助金
		全国大会出場支援事業	上天草市	補助金
		スポーツ等合宿誘致事業	協議会	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育関連施設について、現在、学校規模の適正化を推進し、施設規模及び配置の合理化に取り組んでおり、今後も学校規模の適正化を推進していく。また、個別に長寿命化計画を策定し、計画的に更新・改修等を行っていく。併せて、各施設の耐震性はもとより耐力度調査等を実施し、所要の耐力度点数に達しない場合は、対策の検討を行い、計画を策定・実施する。

体育施設について、個別に長寿命化計画を策定・実施し、維持管理コストの縮減や平準化に取り組む。また、中長期的な視点をもって施設の適切な管理・運営を行うとともに、学校・集会施設等の類似施設の有効活用を図り、効率的かつ経済性のある運営を推進する。

図書館について、4施設を有しており、そのうち姫戸図書館は平成28年度に新築予定の姫戸統括支所に併設する予定である。また、市民のニーズが多様化していることから、施設のあり方について検討を行うとともに、老朽化が著しい施設については、可能な限り機能低下を抑制するための対策を講ずる。

8 地域文化の振興等

【方針】

郷土の自然や文化にふれる学びの機会を創出し、ふるさとへの愛情と誇りを育てる事業を推進する。

（１）現況と問題点

上天草市の先人たちが育み、継承してきた自然・歴史・民俗・文化を保護し、次の世代へ啓発していくことが今の世代の大きな責任である。

その中で、市民が質の高い文化にふれられる場として文化協会主催による文化祭が春と秋に２回実施され、市主催事業においても自主文化事業を年に１回実施している。

また、地域の伝統行事や祭の継承を行う伝統文化継承団体の支援を行うとともに、文化財保護委員会を中心に歴史資料等の整理・保存を促進している。併せて、未着手地域だった姫戸・龍ヶ岳町地域の市史編さんを進めている。

しかしながら、文化協会の会員数の減少や各地域の人口減少に伴う伝統文化継承団体の担い手不足が深刻化しており、文化公演事業や地域の伝統行事の実施が困難な状況になっている。市史編さん事業について、事業計画に遅延が生じたことから、計画を見直す必要がある。

（２）その対策

文化協会の会員数の減少や各地域の人口減少に伴う伝統文化継承団体の担い手不足が深刻化している中、春と秋の文化祭や自主文化事業、伝統文化継承団体の支援など事業について、多くの人材と時間を要することから、実施が極めて厳しくなってきた。当市は、地域の伝統文化を後世へ継承していくため、伝統文化継承団体に対し、担い手の確保・育成のための支援を行う。

また、市内に残る文化財については、文化財保護委員会をはじめ市民の協力を得ながら、専門調査員による調査を進め、文化財の保存整備及び活用に努める。併せて、市史編さん事業については、平成２６年４月に策定した基本方針に基づき、古文書・古い農機具等の歴史資料や郷土・行政資料の収集・整理・保存を促進し、事業を進めていく。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域 文化の振 興等	過疎地域自立 促進特別事業	市史編さん事業	上天草市	
		地域文化伝承事業	上天草市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化振興施設について、個別に長寿命化計画を策定し、更新・改修等を行う。また、地域文化の継承に当たり、その活動の場として廃校舎を活用するなど、施設の有効活用について検討を行う。

9 集落の整備

【方針】

当市において、集落の状況は、過疎化・少子化による後継者不足など、高齢者の独り暮らしや夫婦世帯が増加しており、相互扶助による生活共同体としての自治機能が低下している。当市の活性化、地域の自立促進には、集落機能の維持・振興は欠かすことができないものであり、長期的展望に立った施策の展開が必要である。

（１）現況と問題点

当市においては、過疎化・少子高齢化の進行により、想像を上回るスピードで地域活力が低下している。

このことから、当市では、平成１７年度から平成２１年度までの５か年において、旧村を一つの単位として対象とし、市民自らが考え自らの力で地域づくりを行うことを目的に１３地区におけるまちづくりを推進した。平成２２年度からは、ＮＰＯ法人や地域団体にも対象を拡大し、市民等が主体となって地域を活性化するまちづくりを推進している。

今後も、市民自らが地域づくりの企画立案・実施することで、当市で暮らすことに誇りと自信、愛着を持てるような地域づくりを継続する必要がある。

また、当市の小集落においては、本来集落が果たしてきた相互扶助による自治機能の維持が困難になっていることから、集落間の連携強化や集落の合併・併合などの集落のあり方等について市民の意向や市の長期的展望を踏まえながら十分な検討を行っていく必要がある。

また、集落の健全な維持のために、基盤整備等により行政が各種機能を補完し、自治公民館組織活動や地域レクリエーション等の活動を活発化させ、集落機能の充実と活性化を図る必要がある。

さらに、新たな生活空間、国民の憩いの場、美しい風格ある国土形成といった新たな過疎地域の役割を担う意味でも、集落の宅地分譲や都市住民の受入体制などの整備も検討していく必要がある。

(2) その対策

地域づくりについて、市民自らが地域の現状と問題点を把握し、それらを自らの課題として捉え、地域の将来像を描けるよう、ハード及びソフトの両面において継続して支援を行う。

また、地域の合意に基づく集落ネットワーク圏の形成を含む小さな拠点の形成や集落支援員及び地域おこし協力隊の受入れ等を推進するとともに、引き続き住民や団体等が主体となって行うまちづくりについて、スタートアップのための助成金の交付及び指導・助言、地域リーダーの育成等の側面的支援を実施する。

これと併せて、集落の環境整備に当たっては、自治公民館組織の活性化や市民の意識の高揚に努める。また、若者の定住促進やU I J ターン者の新たな受入れの場としての整備や、グリーン・ツーリズムなどの都市との交流事業の核としての体制整備についても、地域の自然や伝統との調和を図りながら検討していく。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落 の整備	過疎地域自立 促進特別事業	まちづくり推進事業	上天草市	補助金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備について、小さな拠点を核とした集落ネットワーク圏の形成に当たり、その活動拠点となる自治公民館の老朽化が著しく進行していることから、これに代わる施設の選定も検討事項の一つと考える。

このことから、代替施設として、公共施設及び文教施設、更には閉鎖した民間施設等の活用を含めた検討を地域住民と行い、地域と一体となって持続可能な集落の整備を推進していく。

なお、集落ネットワーク圏の形成を行わない集落においても、地域住民又はNPO法人等が行うまちづくり事業については、活動拠点となる施設が必要であるため、公共施設及び文教施設、また、閉鎖した民間施設等に関する情報を発信し、まちづくり事業とのマッチングを促すことにより、施設の有効活用を図るとともに、地域の活性化に資する。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

エネルギー問題に関して、東日本大震災における原子力発電所の事故を背景とした電力の需給バランスの安定化や、深刻化する地球温暖化問題への対策が課題となっている。

これらの課題を解決するため、地域におけるエネルギー利用の効率化・最適化を図るとともに、再生可能エネルギーを活用し、災害発生等による停電時においても生活機能を維持できる自立・分散型のエネルギーシステムを構築することが重要である。

(2) その対策

当市では、地球温暖化防止への貢献の一つとして、居住用の太陽光発電システムの導入に係る助成を行い、市民の再生可能エネルギーの活用を促進している。今後も、家庭における省エネルギー設備等の導入の需要は高まっていくものと考えられるため、これらの設備の導入に対し、継続して支援を行っていく。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	住宅用省エネルギー設備設置事業	上天草市	補助金

事業計画（平成28年度～平成32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業 の振興	(5) 過疎地 域自立促進特 別事業	観光プロモーション事業	上天草市	
		美しい上天草づくり推進事業	上天草市	
		トレッキング推進事業	上天草市	
		九州オルレ推進事業	上天草市	
		観光イベント実施事業	上天草市	
		観光イベント補助事業	各種団体	補助金
		中山間地域等直接支払事業	上天草市	補助金
		多面的機能直接支払事業	上天草市	
		単独耕地事業	上天草市	
		松くい虫防除（地上散布）事業	上天草市	
		松くい虫伐倒駆除事業	上天草市	
		森林整備地域活動支援交付金事業	上天草市	
		有害鳥獣駆除事業	上天草市	
		水産物供給基盤機能保全事業	上天草市	
		漁港海岸ストックマネジメン ト事業	上天草市	
		漁港台帳整備事業	上天草市	
		漁港施設利用計画策定事業	上天草市	
		農林水産物ブランド化推進事業	上天草市	
		農林水産物販売促進事業	上天草市	
		工場等設置奨励事業（企業立 地及び雇用促進）	上天草市	奨励金
		新規船員雇用育成事業	上天草市	補助金
		海運業振興事業	上天草市	補助金
		中小企業、商工業設備投資資 金利子補給事業	上天草市	補助金
		6次産業化推進事業	上天草市	補助金

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業 の振興	(4) 過疎地域 自立促進特別 事業	商工振興対策事業	上天草市	補助金
		農業振興地域整備促進事業	上天草市	
		港湾施設点検維持管理計画策 定事業	上天草市	
2 交通 通信体制 の整備、 情報化及 び地域間 交流の促 進	(4) 過疎地域 自立促進特別 事業	移住定住促進事業	上天草市	
		道路防災総点検事業	上天草市	
		橋りょう点検事業	上天草市	
		市道トンネル点検事業	上天草市	
		路線バス運行対策事業	民間	
		離島航路維持事業	民間	
		空路交通維持事業	民間	
		乗合タクシー運行事業	民間	
		熊本天草間幹線道路整備促進 期成会事業	期成会	
		国県道路整備期成会事業	期成会	
		市道管理事業 (道路台帳整備等)	上天草市	
		地域広帯域移動無線アクセス システム維持事業	民間	
		農道橋梁点検長寿命化計画策 定事業	上天草市	
4 高齢 者の保健 及び福祉 の向上及 び増進	(3) 過疎地 域自立促進特 別事業	母子保健事業	上天草市	
		歯科保健事業	上天草市	
		健康教育事業	上天草市	
		健康診査事業	上天草市	
		予防接種事業	上天草市	
		社会福祉施設管理事業	上天草市	
		敬老行事事業	上天草市	
		緊急通報システム事業	上天草市	
		住宅改造事業	上天草市	
		老人クラブ活動等事業	上天草市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高 齢 者 の 保 健 及 び 福 祉 の 向 上 及 び 増 進	(3) 過疎地域 自立促進特別 事業	高齢者等の生活支援事業	上天草市	
		延長保育事業	上天草市	
		障害児保育事業	上天草市	
		病児・病後児保育事業	上天草市	
		広域利用施設型給付事業	上天草市	
		私立保育園施設型給付事業	上天草市	
		地域子育て支援拠点事業	上天草市	
		こども未来館運営管理事業	上天草市	
		子育て短期支援事業	上天草市	
		地域活動保育事業	上天草市	
		放課後児童健全育成事業	上天草市	
		ファミリー・サポートセンタ ー事業	上天草市	
		児童手当支給事業	上天草市	
		子ども医療費助成事業	上天草市	
		児童扶養手当支給事業	上天草市	
		ひとり親家庭等医療費助成事 業	上天草市	
		ひとり親家庭等日常生活支援 事業	上天草市	
		母子家庭自立支援給付金事業	上天草市	
		家庭児童相談員事業	上天草市	
		婦人相談員事業	上天草市	
		障害福祉事業	上天草市	
		身体障害者補装具交付事業	上天草市	
		自立支援医療（更生医療・育 成医療）給付事業	上天草市	
		住宅改造助成事業（障害者）	上天草市	
		重度心身障害者医療費助成事業	上天草市	
		福祉手当支給事業	上天草市	
		障害者自立支援事業	上天草市	
		障害者地域生活支援事業	上天草市	
		自殺対策事業	上天草市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高 齢 者 の 保 健 及 び 福 祉 の 向 上 及 び 増 進	(3) 過疎地域 自立促進特別 事業	民生委員・児童委員活動助成 事業	上天草市	
		社会福祉協議会助成事業	上天草市	
		災害助成事業	上天草市	
6 教 育 の 振 興	(3) 過疎地 域自立促進特 別事業	I T教育推進事業	上天草市	
		スポーツ活動事業	上天草市	
		上天草市体育協会支援事業	協会	補助金
		天草パールラインマラソン大 会補助事業	委員会	補助金
		全国大会出場支援事業	上天草市	補助金
		スポーツ等合宿誘致事業	協議会	
7 地 域 文化の振 興等	過疎地域自立 促進特別事業	市史編さん事業	上天草市	
		地域文化伝承事業	上天草市	
8 集 落 の 整 備	過疎地域自立 促進特別事業	まちづくり推進事業	上天草市	補助金
9 そ の 他 地 域 の 自 立 促 進 に 関 し 必 要 な 事 項	過疎地域自立 促進特別事業	住宅用省エネルギー設備設置 事業	上天草市	補助金